

中標津町地域防災計画

資料編

令和6年3月改定

中標津町防災会議

目次

資料 1	気象概要	1
資料 2	中標津町災害記録	3
資料 3	防災会議構成図	7
資料 4	災害対策本部の組織	7
資料 5	災害対策本部の業務分担	8
資料 6	非常配備基準と体制	13
資料 7	非常配備の担当部職員の動員方法	14
資料 8	気象予警報等の伝達系統	15
資料 9	気象予警報等の伝達責任者	16
資料 10	災害情報報告伝達系統図	16
資料 11	重要水防箇所	17
資料 12	浸水想定区域内の要配慮者利用施設	18
資料 13	土砂災害危険区域、土砂災害警戒区域	19
資料 14	暴風雪災害対応本部設置・運営マニュアル	23
資料 15	中標津町暴風雪災害対応本部設置規約	43
資料 16	危険物、爆発物等の所在場所	45
資料 17	災害情報等報告取扱要領	47
資料 18	罹災証明書（様式）	59
資料 19	公用令書等（様式）	60
資料 20	避難者状況報告書（様式）	65
資料 21	指定避難所、指定緊急避難場所、一時避難場所一覧	66
資料 22	緊急輸送道路図	68
資料 23	町有車両の状況	69
資料 24	災害時に主として使用する空港	70
資料 25	ヘリコプター着陸可能地	70
資料 26	ヘリコプター離発着場所	71
資料 27	緊急輸送記録（様式）	72
資料 28	炊き出し状況記録（様式）	73

資料 29	給水車の保有状況.....	74
資料 30	給水資材の保有状況	74
資料 31	飲料水の供給簿（様式）	75
資料 32	物資給与及び受領簿（様式）	76
資料 33	物資受払簿（様式）	77
資料 34	物資調達（供給）計画表（様式）	78
資料 35	物資の供与状況	79
資料 36	医療機関.....	80
資料 37	医薬品・衛生機材販売業者.....	81
資料 38	ごみ処理施設.....	83
資料 39	し尿処理施設.....	83
資料 40	下水道処理施設	83
資料 41	自衛隊派遣要請（様式）	84
資料 42	自衛隊撤収要領（様式）	85
資料 43	関係団体等との応援協定	86
資料 44	林野火災予防対策実施機関.....	88
資料 45	林野火災予防対策協力機関.....	88

資料1 気象概要

年	降水量(mm)		気温(°C)			風向・風速(m/s)					日照時間(h)	雪(寒候年・cm)		
	合計	日最大	平均	最高	最低	平均風速	最大風速		最大瞬間風速			降雪の合計	日降雪の最大	最深積雪
							風速	風向	風速	風向				
平成元年	1478	159	6.2	31.6	-21.6	2.2	11]	北西	///	///	1532.0	375	37	46
平成2年	1513	82	6.6	29.9	-25.9	2.3	13	南南西	///	///	1708.7	509	43	65
平成3年	1117	93	6.0	31.3	-20.6	2.4	13	南西	///	///	1526.2	405	41	67
平成4年	1317	114	5.2	30.0	-23.2	2.4	10]	南	///	///	1479.3	370	21	51
平成5年	1187	69	5.2	28.4	-21.2	2.5	11]	北北西	///	///	1417.7	460	26	43]
平成6年	1183	77	6.1	32.8	-22.0	2.5	12	西南西	///	///	1811.9	541	39	76
平成7年	1147	48	6.2	31.8	-22.2	2.5	14	南西	///	///	1457.1	418	23	45
平成8年	1106	116	4.9	29.4	-25.9	2.3	11	西	///	///	1624.8	663	32	79
平成9年	1198	64	5.5	30.1	-20.5	2.4	12	南西	///	///	1597.7	551	36	71
平成10年	1391	169	5.3	30.9	-22.7	2.4	11	北西	///	///	1747.7	467	24	62
平成11年	1088	115	5.9	34.3	-19.6	2.4	12	西南西	///	///	1737.6	569	46	82
平成12年	1263	64	5.3	32.8	-24.4	2.3	10	西北西	///	///	1606.5	665	35	103
平成13年	932	94]	4.3	30.9	-26.9	2.3	12	西南西	///	///	1646.0	520	29	69
平成14年	1264	77	5.2	30.2	-21.5	2.2	11	南	///	///	1669.3	346	42	111
平成15年	1276	106	4.9	27.4	-23.4	2.2	14	西南西	///	///	1632.0	626	27	71
平成16年	931	49	6.3	32.3	-21.7	2.4	14	南西	///	///	1737.7	612	37	109
平成17年	975	99	5.6	31.8	-23.4	2.3	14]	南西	///	///	1656.2	384	21	83]
平成18年	1329	133	6.0	32.6	-23.6	2.4	12	西南西	///	///	1672.4	465	24	65]
平成19年	1038	90	6.1	35.2	-19.6	2.3	10]	西南西	///	///	1904.5	362	21	53
平成20年	751.0	66.5	6.3	29.5	-21.9	2.3	10.1	西北西	20.1]	西北西	1783.4	146	38	37
平成21年	1606.5	91.0	6.0	30.4	-20.0	2.3	11.8	南西	19.5	南西	1777.8	489	27	86
平成22年	1297.5	67.5	6.6	34.6	-26.1	2.3	12.3	南西	18.9	北西	1788.4	571	23	79

年	降水量 (mm)		気温 (°C)			風向・風速 (m/s)				日照時間 (h)	雪 (寒候年・cm)			
	合計	日最大	平均	最高	最低	平均風速	最大風速		最大瞬間風速		降雪の合計	日降雪の最大	最深積雪	
							風速	風向	風速					風向
平成 23 年	889.0	56.5	6.2	33.1	-18.9	2.3	10.2	西南西	20.1	北北東	1857.3	327	31	50
平成 24 年	1386.0	81.0	5.7	32.7	-24.4	2.3	11.4	西	20.6	南南東	1613.3	470	31	106
平成 25 年	1341.0	117.0	5.8	30.6	-23.5	2.3	17.2	南南西	27.7	南西	1662.9	516	37	95
平成 26 年	1191.5	103.5	6.1	30.5	-21	2.2	12.5	西	21.7	北西	1953.9	310	32	71
平成 27 年	1494.5	156.5]	6.7	32.6	-22.5	2.3	14.3	南西	24.5	北	1761.3	452	51	156
平成 28 年	1700.5	134.5	5.7	30.6	-22.4	2.2	12.6	南南東	23.4]	南南東	1777.2	243	32	79
平成 29 年	999.5	58.5	5.8	35.2	-23.8	2.2	12.6	南西	23.6	西	1914.4	277	25	86
平成 30 年	1267.5	79.0	6.1	31.1	-20.4	2.2	10.8	西北西	18.8	西	1774	330	30	65
令和元年	1056.0	106.5	6.3	36.5	-26	2.2	11.2	西南西	18.6	西	1932.5	306	20	61
令和 2 年	790.0	62.5]	6.5	33	-19.8	2.1	11.9	南西	20.1	北	1739.4	259	39	81
令和 3 年	1346.0	104.0	6.7	33.4	-23	2.4	13.9]	南南東	22.8	南南東	1547.1]	200	47]	58]
令和 4 年	1311.0	98.5	6.8	32	-22.7	2.4	12.6]	南南西	24.1]	西	1695.2	250	34	76]
令和 5 年	916.0]	101.0]	7.6	33.7	-22.9	2.4	11.1	南南東	20.5	西北西	1847.2	146	19	57

資料：気象庁（観測地点：中標津）

●値欄の記号の説明

「)」付き	準完全値で統計値を求める対象となる資料の一部が欠けているが、許容する資料数を満たす値。
「]」付き	資料不足値で統計値を求める対象となる資料が許容する資料数を満たさない値（資料不足値）であり、十分な信頼性がない。

資料2 中標津町災害記録

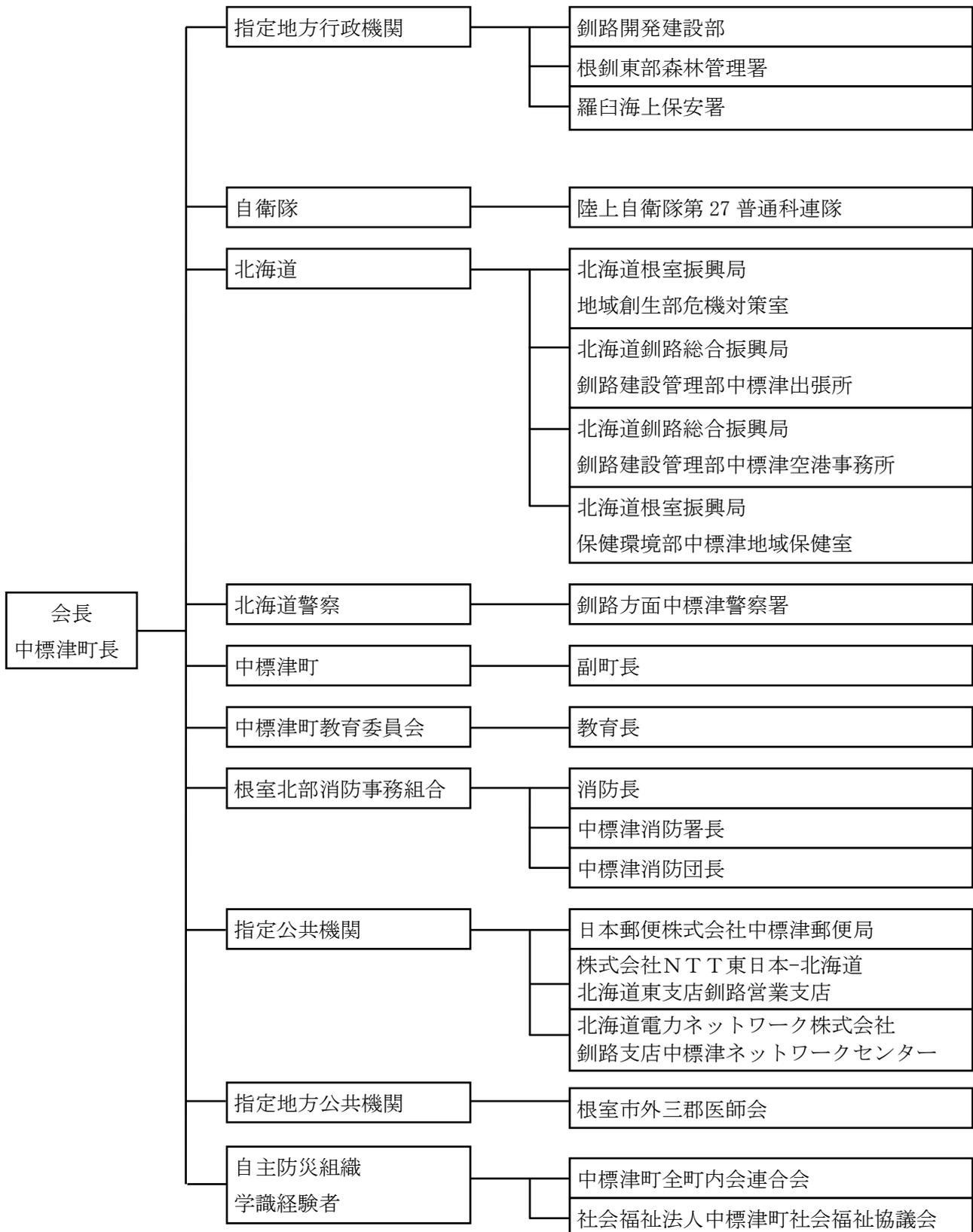
年月日	災害名	被害状況
昭和27年3月4日	十勝沖地震	農協、保健所、高等学校等の集合煙突が倒壊。
昭和29年	冷害	農作物被害額 168,566,000円
昭和31年	冷害	農作物被害額 188,823,000円
昭和32年	冷害	農作物被害額 146,074,000円
昭和35年3月13日	融雪害	急激な暖気と大雨、融雪水で標津川が氾濫。 中標津中学校が孤立、東一条橋流出。 母子2人死亡、救助の消防団員1人殉職。 住家被害 床上浸水42棟、床下浸水200棟
昭和36年9月16日	第2室戸台風 (台風第18号)	災害対策本部設置 被害総額 161,673,000円
昭和38年1月28日	地震 -養老牛付近-	養老牛市街地中心に震度5 (M5.3) 被害総額 3,058,000円
昭和38年8月	長雨と強風	農作物被害額 17,752,000円
昭和39年	冷害	農作物被害額 194,377,000円
昭和40年9月18日	台風第24号	暴風雨警報発令、災害対策本部設置 住家被害 床下浸水62棟
昭和44年8月28日	低気圧	被害総額 11,520,000円
昭和47年9月15日	台風第20号	住家被害 床上浸水2棟、床下浸水43棟
昭和48年6月17日 6月24日	根室半島沖地震 (最大余震)	12時55分頃発生、震源/根室半島南東沖、深さ40km M7.4、最大震度5 11時34分頃発生、震源/根室半島南東沖、深さ30km M7.3、最大震度5 商工業被害53件、公共施設被害3箇所、文教施設被害5箇所、 林業被害1箇所 被害総額 7,432,000円
昭和48年10月29日	低気圧	被害総額 50,000,000円
昭和49年1月25日	低気圧	被害総額 400,000円
昭和50年5月18日	低気圧	被害総額 398,635,000円
昭和50年8月4日	大雨・降雹	被害総額 3,545,000円
昭和50年11月8日	低気圧	被害総額 17,179,000円
昭和51年4月7日	冬期風浪	被害総額 61,000,000円
昭和53年3月1日	暴風雪	被害総額 4,350,000円
昭和53年4月7日	大雨・融雪	被害総額 20,000,000円
昭和54年10月19日	台風第20号	【災害対策本部設置】 暴風雨洪水警報発令 被害総額 330,889,000円
昭和54年11月7日	突風	18m/sの突風：建設作業員落下、4人重軽傷 被害総額 349,074,000円

年月日	災害名	被害状況
昭和55年3月11日	暴風雪	被害総額 18,883,000円
昭和56年7月5日	低気圧	被害総額 372,230,000円
昭和56年8月22日	台風第15号	被害総額 15,307,000円
昭和56年9月4日	台風第18号	被害総額 29,000,000円
昭和57年7月12日	雷雨	被害総額 12,486,000円
昭和58年3月11日	航空機事故	YS11型機墜落、重軽傷者52人
昭和59年9月9日	集中豪雨	被害総額 29,200,000円
昭和60年2月9日	大雪	被害総額 1,400,000円
昭和60年2月15日	暴風雪	被害総額 11,455,000円
昭和60年4月4日	融雪	被害総額 145,000,000円
平成2年5月12日	降雹	自動車1,597台 457,000,000円 建物等2,229棟 1,783,000,000円
平成5年1月15日	釧路沖地震	20時06分頃発生、震源/釧路市南方沖15km、深さ101km M7.5 最大震度6（釧路市）：中標津町/震度5 被害総額 350,000,000円
平成6年10月4日	北海道東方沖地震	【地震対策本部設置】 22時22分頃発生、震源/根室半島沖約200km、深さ28km M8.2 最大震度6（釧路市、厚岸町）：中標津町/震度5 （※現震度階級：震度5強～6弱程度と推測） 重軽傷者117人、住家倒壊破損3,499棟、自主避難3世帯、 避難勧告17世帯 被害総額 9,500,000,000円
平成10年9月16日	台風第5号	【災害対策本部設置】 大雨・洪水・暴風警報発令 被害総額 146,561,000円 住家被害 床上浸水1棟、床下浸水6棟 農業被害 畑79ha 61,438,000円 施設22箇所 6,314,000円 土木被害 道路51箇所 78,809,000円
平成12年7月9日	台風第3号	土木被害 道路2箇所 500,000円
平成13年9月12日	台風第15号	被害総額 5,583,000円 住家被害 床上浸水1棟、床下浸水1棟 土木被害 道路7箇所 1,583,000円 衛生被害 水道1箇所 4,000,000円
平成14年10月1日	台風第21号	被害総額 10,724,000円 農業被害 施設1箇所 947,000円 土木被害 道路13箇所 8,657,000円 橋梁1箇所 1,120,000円
平成15年8月9日	台風第10号	被害総額 65,500,000円 土木被害 道路15箇所 37,043,000円 林業被害 道有林2箇所 19,500,000円 衛生被害 廃棄物処理施設1箇所 1,974,000円 公立文教被害 施設1箇所 2,678,000円 都市施設被害 施設1箇所 4,305,000円

年月日	災害名	被害状況
平成16年1月13日 ～16日	暴風雪（大雪）	被害総額 201,505,000円 農業被害 施設57箇所 201,200,000円 牛乳廃棄8件 305,000円
平成18年10月7日 ～9日	低気圧（暴風雨）	暴風・大雨・洪水警報発令 被害総額 124,387,000円 住家被害 一部破損25戸（29世帯53人） 6,477,000円 農業被害 畑96.75ha、施設39箇所 89,494,000円 土木被害 河川4箇所、道路7箇所 7,928,000円 林業被害 施設19箇所 9,584,000円 衛生被害 一般廃棄物処理場1箇所 460,000円 商工被害 施設2箇所 4,000,000円 公立文教被害 施設1箇所 972,000円 社会教育被害 施設6箇所 474,000円 墓地1箇所 4,998,000円
平成19年1月6日 ～7日	低気圧（暴風）	最大風速10m 被害総額 15,200,000円 農業被害 施設14箇所 7,100,000円 林業被害21箇所 8,100,000円
平成19年9月6日 ～8日	台風第9号	【災害対策本部設置】 積算降雨量138mm 土木被害 道路24箇所 3,900,000円
平成20年4月1日	強風	最大風速8m 農業被害 施設18箇所 12,200,000円
平成20年5月19日 ～20日	暴風雨（暴風）	最大風速10m 2日間積算降水量36mm、最大1時間降水量10mm 農業被害 施設18箇所
平成20年12月26日	暴風雨	瞬間最大風速19.4m 農業被害 施設5箇所 3,501,000円
平成21年6月23日	低気圧（大雨）	1時間降水量17mm、24時間降水量91mm 農業被害 畑5.5ha、施設2箇所
平成21年10月2日	低気圧（大雨）	12時間積算降水量66mm
平成21年10月8日 ～9日	台風第18号	積算降水量86mm 被害総額 4,830,000円 農業被害 農地冠水32.4ha、農産物130ha、施設4箇所
平成21年12月26日 ～平成22年1月2日	大雪	年末年始70cmの降雪 農業被害 施設3箇所 11,500,000円
平成22年8月7日	集中豪雨	最大1時間降水量46.5mm 被害総額 1,000,000円 農業被害 町営牧場路盤流出 土木被害 道路7箇所 衛生被害 水道設備1箇所、排水溝逆流 数箇所
平成22年12月3日	暴風	瞬間最大風速16m 農業被害 施設1箇所 3,500,000円
平成24年1月3日 ～4日	風雪	被害総額 33,078,000円 農業被害 施設17箇所 6,300,000円 都市施設被害 施設1箇所 26,778,000円

年月日	災害名	被害状況
平成24年1月22日 ～23日	大雪	農業被害 施設7箇所 13,000,000円
平成24年3月6日	大雪	農業被害 施設16箇所 74,000,000円
平成25年2月2日	十勝地方中部地震	23時17分頃発生、震源/十勝地方中部、深さ108km（暫定値） M6.5（暫定値）、最大震度5強（浦幌町、釧路市、根室市） 中標津町/震度4 公立文教被害 施設1箇所 124,950円
平成25年3月2日 ～3日	暴風雪	被害総額 73,395,000円 人的被害 死亡5人 （車内一酸化炭素中毒：母子4人死亡、凍死：女性1人死亡） 農業被害 施設44箇所 71,560,000円 林業被害 施設1箇所 700,000円 商工被害 施設1箇所 1,108,000円 公立文教施設被害1箇所 27,000円
平成28年8月16日 ～26日	台風及び前線（大雨）	72時間降水量 8月23日7時10分256.5mm（最大値更新） 被害総額82,853,000円 住家被害 1棟 被害額不明 非住家被害 3棟 366,000円 農業被害 施設23箇所 34,982,000円 土木被害 道路19箇所、河川1箇所 37,850,000円 林業被害 1箇所 被害額不明 衛生被害 水道設備1箇所 4,785,000円 商工被害 4件 被害額不明 公立文教施設被害 19箇所 1,090,000円 その他被害 1件 3,780,000円

資料3 防災会議構成図



資料4 災害対策本部の組織



資料5 災害対策本部の業務分担

班	所掌事項	所管課
各班	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管に属する事務の活動計画作成に関する事。 2 所管に属する災害応急対策等に必要な資機材の整備及び点検に関する事。 3 所管に属する被害状況調査、災害応急対策及び災害復旧に関する事。 4 災害時における所掌事項の執行記録に関する事。 5 災害時における対策部内及び他対策部協力員の受入れに関する事。 6 災害時における災害対策本部との連絡調整に関する事。 7 職員への連絡体制整備に関する事。 	—
総務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災会議及び災害対策本部会議に関する事。 2 災害対策本部の設置及び運営に関する事。 3 庁内の非常体制に関する事。 4 気象、予警報の収集、伝達に関する事。 5 避難の勧告又は指示の発令に関する事。 6 災害情報の収集及び報告に関する事。 7 自衛隊、消防、警察、その他の防災関係機関及び団体の出動要請及び活動の調整に関する事。 8 救助法の適用に関する事。 9 国、道に対する要請及び報告に関する事。 10 他市町村との相互応援、広域応援に関する事。 11 災害対策の総括に関する事。 12 職員の非常招集に関する事。 13 職員の被災状況調査に関する事。 14 動員職員の出動状況の記録に関する事。 15 公務災害補償に関する事 16 災害日誌、記録に関する事。 17 被害の報告書作成に関する事。 18 通信連絡機能の確保及び防災行政無線の運用に関する事。 19 災害対策本部の庶務に関する事。 20 労務供給に関する事。 21 行政機能の確保状況の把握に関する事。 22 被災証明書（罹災証明書を除く）の発行に関する事。 23 他部（班）との連絡調整に関する事。 24 その他各部、各班に属さない事項。 	総務課
政策推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 中央関係機関に関する要望書及び資料作成に関する事。 2 災害広報活動に関する事。 3 災害報道記事及び災害写真の撮影並びに収集に関する事。 4 被災者に対する公聴、陳情、相談に関する事。 5 緊急時における他対策部班への応援協力に関する事。 	政策推進課
財政班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予算及び決算に関する事。 2 災害応急及び復旧対策に要する資金計画に関する事。 3 災害応急対策等に要する資材、物品の購入経理に関する事。 4 災害対策従事車両、応援車両の配車及び整備に関する事。 5 緊急時における他対策部班への応援協力に関する事。 	財政課
税務納税班	<ol style="list-style-type: none"> 1 一般的被害（人的、住宅、非住宅）の調査及び取りまとめに関する事。 2 被災者台帳の作成に関する事。 3 家屋の被害に係る調査委員会の設置に関する事。 4 罹災証明書（被災証明書を除く）の発行に関する事。 5 被災者の町税の減免措置に関する事。 6 被災者の町税徴収措置に関する事。 7 緊急時における他対策部班への応援協力に関する事。 	税務課 納税課
支所班	<ol style="list-style-type: none"> 1 計根別地域における災害の調査及び情報の収集報告に関する事。 2 計根別地域における災害の応急対策に関する事。 3 災害対策本部との連絡に関する事。 	計根別支所

班	所掌事項	所管課
生活班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における交通安全に関すること。 2 災害時における防犯に関すること。 3 町内会との連絡に関すること。 4 町内会及び町内活動団体等への協力要請に関すること。 5 行方不明者の捜索に関すること。 6 部内の連絡調整に関すること。 7 被災地の防疫等、環境保持に関すること。 8 災害時における塵芥汚物の処理に関すること。 9 遺体の捜索及び処理、埋葬に関すること。 	生活課
住民保険班	<ol style="list-style-type: none"> 1 保険証等の交付に関すること。 2 被災者の年金に関すること。 3 被災者の保険税の減免に関すること。 4 緊急時における他対策部班への応援協力に関すること。 	住民保険課
福祉介護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定避難所及び福祉避難所の開設に関すること。 2 被災者の避難誘導に関すること。 3 被災者に対する炊き出し、食料品の支給に関すること。 4 被災者の生活援護及び生活必需品の給与に関すること。 5 被害対策従事者の炊き出しに関すること。 6 被災者に対する見舞金等に関すること。 7 義援金品の受付及び配分に関すること。 8 生業資金等の貸付に関すること。 9 災害時におけるボランティア活動に関すること。 10 福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 11 日赤との連絡調整に関すること。 12 要配慮者等の避難及び安全確保に関すること。 13 要配慮者の被災調査及び生活支援に関すること。 14 介護施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 	福祉課 介護保険課
子ども支援班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における児童館及び保育所等の管理運営に関すること。 2 災害時における児童館及び保育所等の退所退館措置に関すること。 3 保育園児等の避難誘導に関すること。 4 被災保育所等の医療、防疫に関すること。 5 災害時における子育て支援に関すること。 	子育て支援課 町立中標津保育園
健康班	<ol style="list-style-type: none"> 1 病院に対する協力要請及び連絡に関すること。 2 保健所との災害関係の連絡調整に関すること。 3 災害時の医療品その他衛生資材の確保及び供給に関すること。 4 被災者の健康管理指導に関すること。 5 感染症患者の収容及び連絡調整に関すること。 6 災害時における防疫及び感染症の予防に関すること。 7 被災者の精神保健に関すること。 	健康推進課
農林班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業施設、農作物等の災害調査及び応急対策に関すること。 2 農業関係災害復旧対策に関すること。 3 被災農家の援護に関すること。 4 応急融資に関すること。 5 被災農作物の防疫に関すること。 6 農作物種苗等生産資材の確保に関すること。 7 救農事業の実施に関すること。 8 部内の連絡調整に関すること。 9 林業関係被害調査及び応急対策に関すること。 10 林業関係災害復旧対策に関すること。 11 山林火災の予消防に関すること。 12 被災林野の病害虫の防疫に関すること。 	農林課

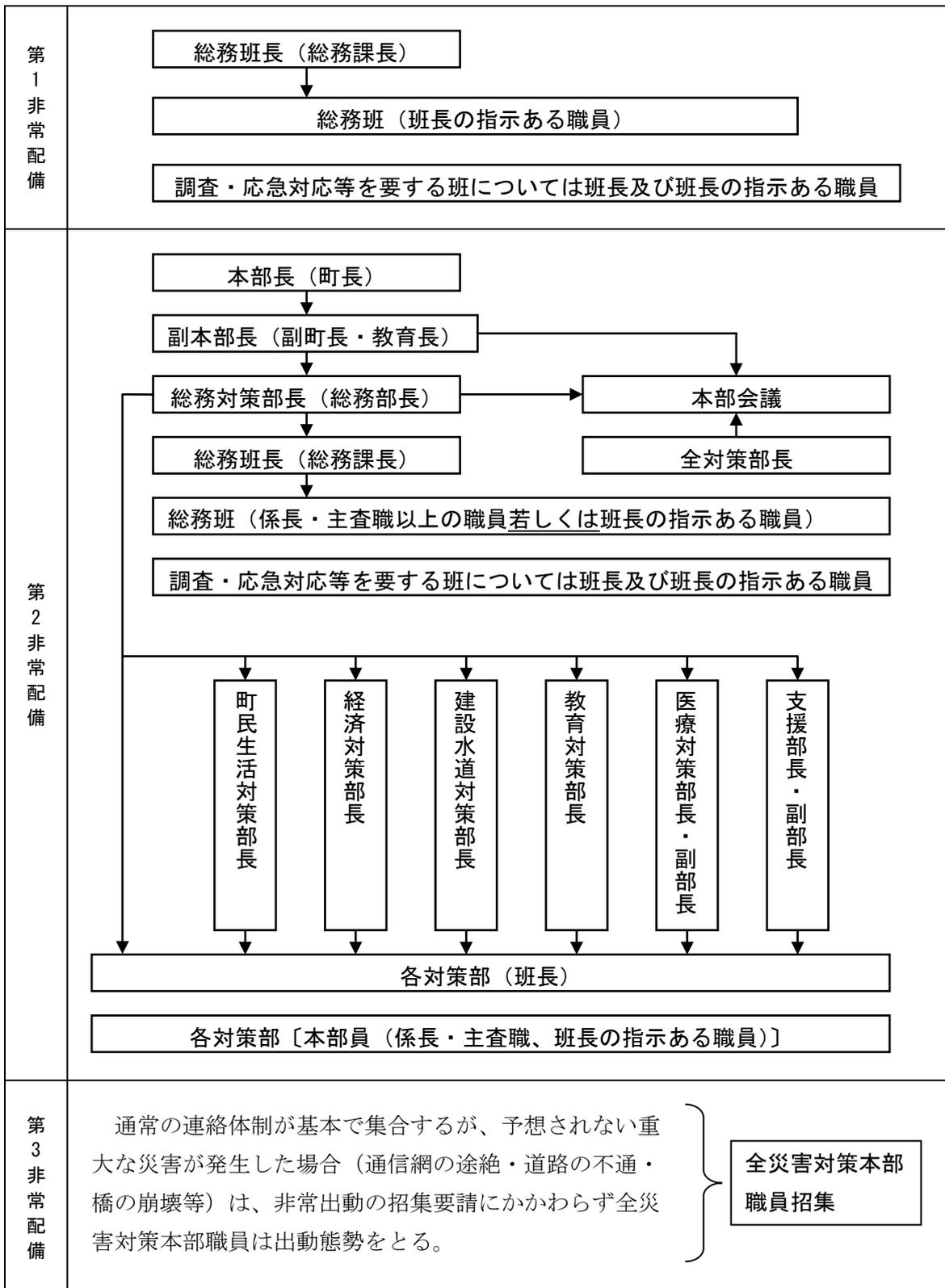
班	所掌事項	所管課
経済振興班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における商工業者の被害調査及び災害復旧対策に関すること。 2 被災商工業者の融資に関すること。 3 観光施設関係の被害調査及び復旧対策に関すること。 4 災害時における消費物資の確保に関すること。 5 災害時における物価対策に関すること。 6 救援物資の調達及び供給計画に関すること。 7 災害時における労働相談に関すること。 8 災害時における作業員の雇用に関すること。 9 災害時における火薬類、油類及び高压ガスの管理、保安に関すること。 10 空港施設の応急対策及び復旧対策に関すること。 11 緊急時における他対策部班への応援協力に関すること。 	経済振興課 空港対策室
建設管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 町有施設の災害予防及び応急対策に関すること。 2 町有施設の被害調査及び復旧対策に関すること。 3 災害復旧対策全般（他班の主管に属するものを除く）に関すること。 4 土木建設機械運用、所管施設の障害物除去に関すること。 5 災害応急資材の調達、配分、備蓄に関すること。 6 応急、復旧資材の輸送に関すること。 7 土木施設の災害復旧に関すること。 8 部内の連絡調整に関すること。 	管理課 建設課
都市住宅班	<ol style="list-style-type: none"> 1 町有施設の災害予防及び応急対策に関すること。 2 町有施設の被害調査及び復旧対策に関すること。 3 指定避難所の安全確認に関すること。 4 公営住宅の被害調査及び応急復旧対策に関すること。 5 応急仮設住宅の建築に関すること。 6 被災建築物、被災住宅の確認に関すること。 7 災害時の建築相談及び指導に関すること。 8 災害復旧と都市計画等の調整に関すること。 9 緊急時における他対策部班への応援協力に関すること。 	都市住宅課
上下水道班	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害調査及び応急、災害復旧対策に関すること。 2 浄水場の被害調査及び応急、災害復旧対策に関すること。 3 応急給水及び飲料水の供給に関すること。 4 下水道施設の被害調査及び応急、災害復旧対策に関すること。 5 終末処理場の被害調査及び応急、災害復旧対策に関すること。 6 公衆、簡易トイレの保守、設置に関すること。 7 緊急時における他対策部班への応援協力に関すること。 	上下水道課
文教1班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災学校・幼稚園の被害調査及び応急、災害復旧対策に関すること。 2 被災学校・幼稚園の児童生徒・園児に対する学用品、教材、教科用図書等の支給に関すること。 3 災害時における学校経営指導に関すること。 4 教育関係義援金品の受付保管に関すること。 5 部内の連絡調整に関すること。 	管理課
文教2班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災学校・幼稚園の児童生徒・園児の避難誘導に関すること。 2 被災学校・幼稚園の医療及び防疫に関すること。 3 被災児童生徒・園児の応急教育対策に関すること。 4 災害時における幼稚園の管理運営に関すること。 5 教育相談センターの被害調査及び応急、災害復旧対策に関すること。 	学校教育課 計根別幼稚園
文教3班	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会教育施設及び文化・スポーツ施設の被害調査及び応急、災害復旧対策に関すること。 2 施設入場者の避難誘導に関すること。 3 文化財の保護及び応急対策に関すること。 4 緊急時における他対策部班への応援協力に関すること。 	社会教育課
文教4班	<ol style="list-style-type: none"> 1 給食施設の保全及び応急対策に関すること。 2 被災児童生徒の給食に関すること。 3 被災者及び災害対策本部職員の給食に関すること。 4 緊急時における他対策部班への応援協力に関すること。 	学校給食センター

班	所掌事項	所管課
文教 5班	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業高校の被害調査及び応急、災害復旧に関すること。 2 生徒の避難誘導に関すること。 3 部内の応援協力に関すること。 	農業高校
医療 1班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における町立中標津病院の管理運営に関すること。 2 入院患者の避難誘導に関すること。 3 医療班の派遣等医療活動を実施した際の「救急医療活動報告書」の作成に関すること。 4 医療薬品等の確保に関すること。 5 部内の連絡調整に関すること。 	町立中標津病院 管理課
医療 2班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療及び助産に関すること。 2 医療班の編成及び巡回診療に関すること。 3 医療、救護所の運営に関すること。 4 医療対策本部における医療班の編成及び運営に関すること。 	町立中標津病院 医事課
支 援 班	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急時における他対策部班への応援協力に関すること。 	議会議務局 出納室 監査委員事務局 農業委員会事務局

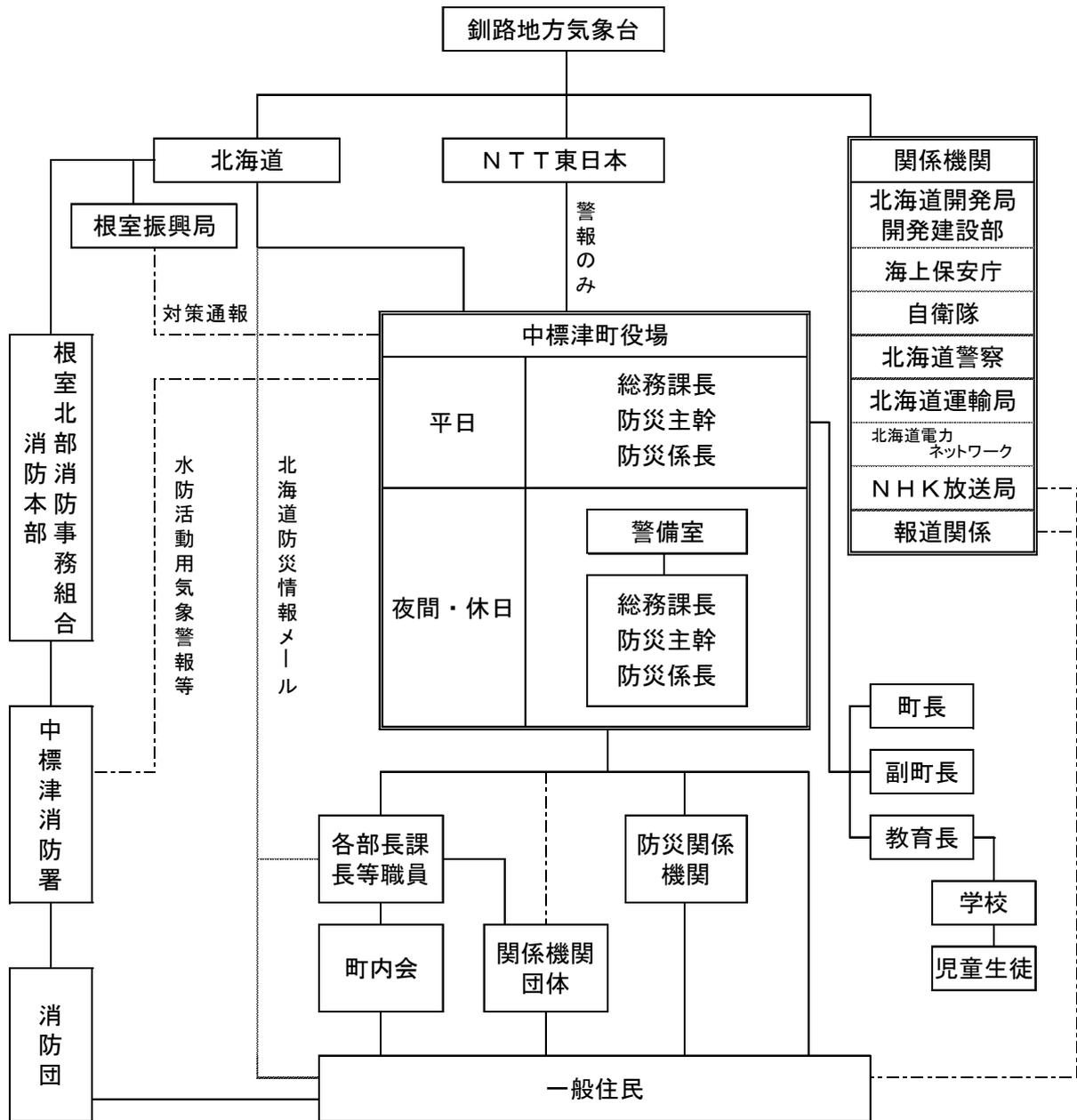
資料6 非常配備基準と体制

種別	配備基準	配備内容	任務	担当部等・出動職員
第1 非常配備	<p>①気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する情報又は警報を受け、初期的な災害対策を実施する必要があるとき。</p> <p>②小規模な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。</p>	<p>総務班、調査・応急対応等を要する班の班長及び班所属の少数の職員により情報収集及び連絡活動等を行い、必要に応じて応急対策を実施する。また、次の配備体制に円滑に移行できる体制をとる。</p>	<p>①情報の収集</p> <p>②各班及び関係機関との連絡</p> <p>③応急対策の実施</p> <p>④警戒行動</p>	<p>・総務班（班長の指示ある職員）</p> <p>・調査・応急対応等を要する班（班長、班長の指示ある職員）</p>
第2 非常配備	<p>①局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。</p> <p>②震度4の地震が発生したとき。</p> <p>③いずれかの情報が発表された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記録的短時間大雨情報 ・土砂災害警戒情報 ・洪水警報 <p>④河川水位が避難判断水位を超えた場合</p> <p>⑤必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。</p>	<p>関係各班の所要人員で、災害応急措置にあたるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。</p>	<p>①情報の収集</p> <p>②各班及び関係機関との連絡・連携</p> <p>③応急措置の実施</p> <p>④警戒行動</p>	<p>・全部長職</p> <p>・全班（係長・主査職以上の職員若しくは班長の指示ある職員）</p> <p>・調査・応急対応等を要する班（全職員）</p> <p>※配備基準③の場合のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全部長職 ・総務班（全職員） ・調査・応急対応等を要する班（全職員）
第3 非常配備	<p>①広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において本部長が当該非常配備を指令したとき。</p> <p>②震度5弱以上の地震が発生したとき。</p> <p>③特別警報が発表されるおそれがある場合又は特別警報が発表された場合</p> <p>④予想されない重大な災害が発生したとき。</p>	<p>災害対策本部の全員をもってあたるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。</p>	<p>①災害業務全般の実施</p>	<p>・全災害対策本部職員</p>

資料7 非常配備の担当部職員の動員方法



資料8 気象予警報等の伝達系統

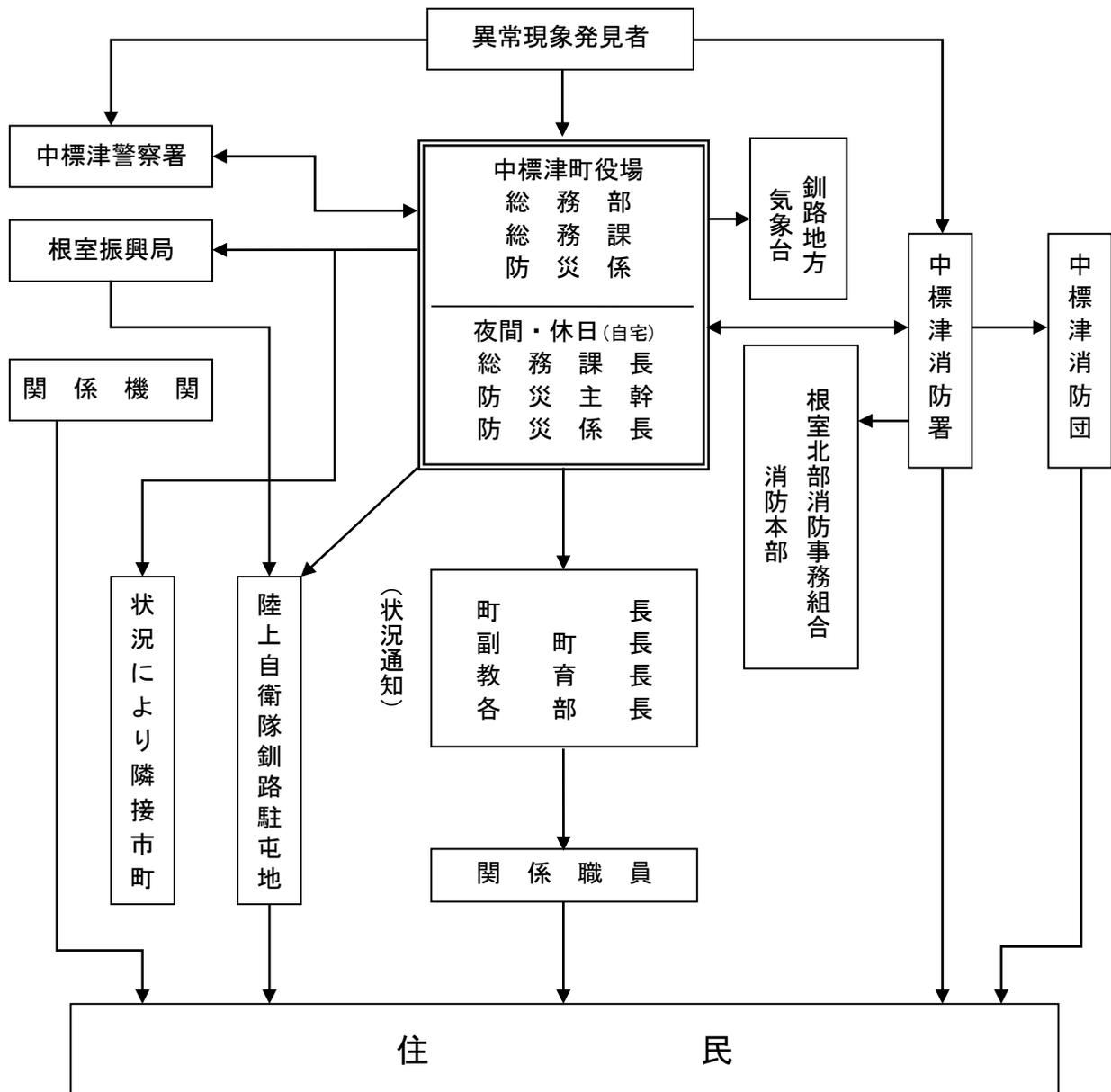


- - - - - 必要に応じて通報
 任意の登録者にメール配信

資料9 気象予警報等の伝達責任者

伝達先	伝達責任者	情報伝達方法
各部課係長	総務課長 (防災主幹・防災係長)	電話・メール・FAX・広報車など、迅速に伝達が可能なものを使用する。
消防署	総務課長 (防災主幹・防災係長)	
防災関係機関	総務課長 (防災主幹・防災係長)	
関係機関・団体	各担当課長	
町内会・地区連合会	生活課長	
町立学校(幼稚園)	教育委員会管理課長 (学校教育課長)	

資料10 災害情報報告伝達系統図



資料11 重要水防箇所

(令和6年3月1日現在)

町内知事管理区間

水系名	河川名	市町村名	右・左岸	起 点 位 置 (k m)			終 点 位 置 (k m)			重要水防区域延長 (k m)	重 要 度	築 堤 有 ・ 無	備 考
				地 区 名	位置名称	距 離	地 区 名	位置名称	距 離				
標津川	標津川	中標津町	左岸	標津	(町)大草原橋から0.6km上流	6.00	標津	(町)共生橋から2.8km下流	8.00	2.00	B	有	
標津川	標津川	中標津町	左岸	俵橋	(町)共生橋から0.4km下流	10.40	俵橋	(町)俵橋から0.9km上流	14.66	4.26	B	有	桶 門
標津川	標津川	中標津町	左岸	東15条北4丁目	(町)東橋から0.35km上流	17.90	丸山1丁目	(道)中標津橋	21.10	3.20	A	有	桶 門
標津川	標津川	中標津町	右岸	俵橋	(町)共生橋から0.4km下流	10.40	中標津	(町)真橋から1.9km下流	15.65	5.25	B	有	桶 門
標津川	標津川	中標津町	右岸	俵橋	(町)真橋から1.1km下流	16.45	東32条北4丁目	(町)真橋	17.55	1.10	B	有	桶 門
標津川	標津川	中標津町	右岸	東32条北4丁目	(町)真橋	17.55	東20条北1丁目	(町)東橋	18.60	1.05	A	有	
標津川	標津川	中標津町	右岸	東11条北2丁目	(町)東橋から0.6km上流	19.20	東4条北3丁目	(町)東7条大橋から0.2km上流	20.00	0.80	B	有	桶 門
標津川	標津川	中標津町	右岸	東4条北3丁目	(町)東7条大橋から0.2km上流	20.00	東2条北3丁目	(道)中標津大橋から0.2km下流	20.30	0.30	A	有	
標津川	標津川	中標津町	右岸	大通北4丁目	(道)中標津大橋	20.50	丸山2丁目	(道)中標津大橋から0.35上流	20.85	0.35	B	有	
標津川	クテクンベツ川	中標津町	左岸	東武佐	武佐川との合流点	0.00	東武佐	(道)クテクンベツ橋	0.60	0.60	B	無	桶 門
標津川	ますみ川	中標津町	左岸	東26条北2丁目	標津川との合流点から0.1km上流	0.10	東25条北1丁目	標津川との合流点から0.4km上流	0.40	0.30	B	有	
標津川	ますみ川	中標津町	右岸	東26条北2丁目	標津川との合流点から0.1km上流	0.10	東25条北1丁目	標津川との合流点から0.4km上流	0.40	0.30	B	有	桶 門

資料12 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

No.	施設区分	施設名	住所
1	幼稚園	中標津第2ひかり幼稚園	東14条北6丁目1番地1
2	幼稚園	中標津愛光幼稚園	西5条北3丁目8番地
3	小学校	丸山小学校	丸山2丁目4番地
4	中学校	中標津中学校	丸山2丁目1番地
5	診療所	なかしべつ内科クリニック	西2条北2丁目2番地
6	病院	石田病院	りんどう町5番地6
7	通所介護事業所	デイサービスセンター白樺並木	東8条南1丁目1番地1
8	認知症対応型共同生活援助事業所	グループホーム萩の里	川西7丁目20番地
9	介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム中標津りんどう園	りんどう町5番地8
10	児童福祉施設	町立中標津保育園	東3条北3丁目1番地
11	児童福祉施設	中標津町児童センター「みらいる」	東8条南3丁目2番地3
12	児童福祉施設	なかよし児童館	東14条北4丁目
13	小規模保育施設	小規模保育施設くるり中標津	西3条北4丁目4番地7
14	認可外保育所	キッズルームこぐま	東14条南2丁目1番地6
15	認可外保育所	ひなたぼっこ	西5条北7丁目8番地1
16	障害者支援施設	キッチンぱすてる	大通北2丁目17番地2
17	障害者支援施設	エースぱすてる	東1条北2丁目12番地
18	障害者支援施設	なかしべつ地域生活センターサテライト型住居	東4条南4丁目5番地1
19	障害者支援施設	ふれあい寮	東4条南4丁目7番地1
20	障害者支援施設	あくせす根室（共生型交流センター）	東4条南4丁目9番地1
21	障害者支援施設	なかしべつ地域生活センターアシル	東5条南4丁目10番地
22	障害者支援施設	就労継続支援A型ウィルビー	東13条北1丁目2番地1
23	障害者支援施設	サポートぱすてる	西4条北2丁目3番地17
24	障害者支援施設	一般社団法人ワークセンターらーふ	川西8丁目3番地4
25	障害児通所施設	中標津町児童デイサービスセンター	東3条北3丁目1番地
26	障害児通所施設	とらいあんぐる	東4条北1丁目2番地3
27	障害児通所施設	たいようとクローバー	西10条北10丁目2番地1

資料13 土砂災害危険区域、土砂災害警戒区域

1 地すべり、がけ崩れ等予想区域

(令和6年3月1日現在)

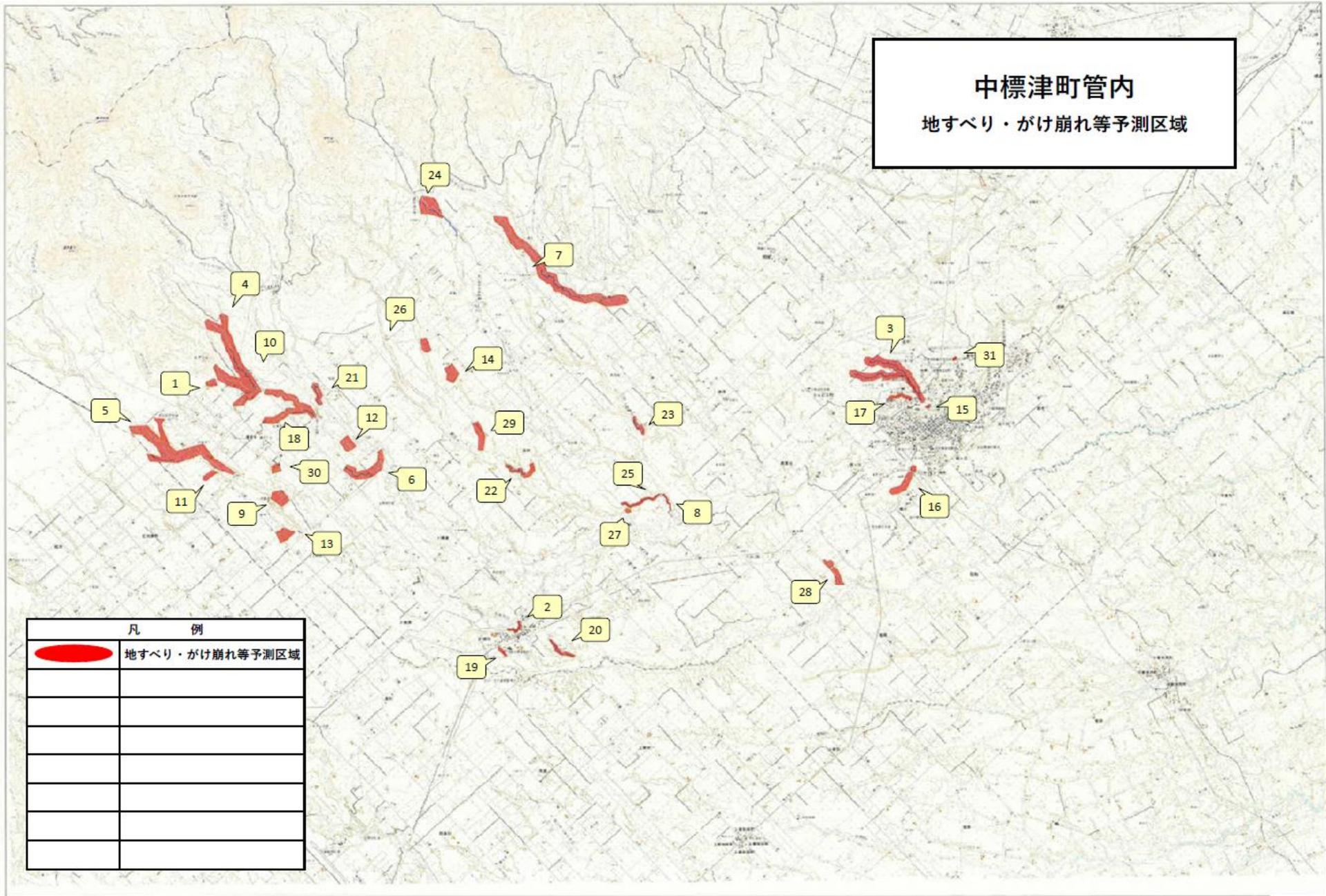
図面番号	危険区域の現況				予想される被害				法令等における指定状況					整備計画		
	地区名	場所	災害の要因	危険区域	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令等	指定年月日	指定番号	危険区域との関連		実施機関	概要
													全部	一部		
1	養老牛	220 林班リ・ニ・ト	急傾斜地崩壊	19,000 m ²											北海道水産林務部	
2	計根別	字計根別174-2	〃	39,000 m ²	15	計根別旭児童館									〃	
3	森林公園の沢	りんどう町6-2 外	〃	326,000 m ²		森林公園ゆめの森公園		北海道	森林法	H4. 6. 11	683			〃	治山事業実施済(H16完了)	
4	養老牛モアソ川の沢	字養老牛486-1 外	〃	209,000 m ²	4		町道	〃	〃	H6. 12. 12	1650			〃	治山事業実施済(H13完了)	
5	養老牛ヶ初川の沢	字養老牛443-2 外	〃	974,000 m ²	4		町道	〃	〃	H7. 8. 11	1222			〃	治山事業完了	
6	養老牛パカシベツ川支流の沢	字養老牛241-1 外	〃	128,000 m ²			町道	〃	〃	H3. 5. 28	704			〃	治山事業実施済(H2完了)	
7	俣落パナシベツの沢	字俣落1714 外	〃	555,000 m ²				〃	〃	H5. 2. 26	194			〃	治山事業実施済(H4完了)	
8	西竹荒川の沢	字西竹612-1 外	〃	68,000 m ²		1		〃	〃	H5. 2. 26	194			〃	治山事業実施済(H3完了)	
9	養老牛田中の沢	字養老牛401-1 外	〃	106,000 m ²			町道	〃	〃	H1. 3. 2	256			〃	治山事業実施済(H10完了)	
10	養老牛ふ化場の沢	字養老牛214-2 外	〃	294,000 m ²	3	北海道さけます孵化場	町道	〃	〃	S63. 4. 19	506			〃	治山事業実施済(H6完了)	
11	養老牛菊地の沢	字養老牛258-1 外	〃	114,000 m ²	1		町道	〃	〃	H7. 8. 11	1222			〃	治山事業実施済(H5完了)	
12	養老牛佐藤地先	字養老牛208-2 外	〃	86,000 m ²	3			〃	〃	H7. 8. 11	1222			〃	治山事業実施済(H5完了)	
13	養老牛ヶ初川支流	字西竹383-6 外	〃	81,000 m ²										〃		
14	西竹第二西竹の沢	字西竹810-1 外	〃	106,000 m ²				北海道	森林法	S44. 4. 10	692			〃	治山事業実施済(S57完了)	
15	丸山丸山公園	丸山2丁目外	〃	24,000 m ²		丸山公園								中標津町	補助小規模治山実施済(H9完了)	

2 地すべり、がけ崩れ等予想区域

(令和6年3月1日現在)

図 面 番 号	危 険 区 域 の 現 況				予 想 さ れ る 被 害				法 令 等 に お け る 指 定 状 況					整 備 計 画		
	地 区 名	場 所	災 害 の 要 因	危 険 区 域	住 家 (戸)	公 共 施 設 (棟)	道 路	そ の 他	指 定 機 関	法 令 等	指 定 年 月 日	指 定 番 号	危 険 区 域 と の 関 連		実 施 機 関	概 要
													全 部	一 部		
16	中標津 水道の沢	共立 2-1 外	急傾斜地 崩 壊	52,000 m ²		浄水場			北海道	森林法	S47.4.21 S47.5.18	576 1611			北海道水産林務部	治山事業実施済 (S45完了)
17	丸山・西町	丸山2丁 目外	〃	279,000 m ²	411	丸山小学校 中標津中学校	町道		北海道	森林法	S54.3.1 S57.8.18	398 1391	○		〃	治山事業実施済 (H15完了)
18	ホノマヅ川の沢	字養老牛 157-1 外	〃	144,000 m ²	11	浄水施設 1	道道摩周湖 中標津線								〃	
19	計根別 当幌川	字計根別 281 外	〃	60,000 m ²	8	浄水施設 2									〃	
20	計根別 桜井の沢	字計根別 1416 外	〃	106,000 m ²	1		道道中西別 計根別線		北海道	森林法	H12.5.19 H12.10.25	906 1351			〃	治山事業実施済 (H10完了)
21	養老牛 バカベツ川の沢	字養老牛 975-1 外	〃	228,000 m ²	10		道道摩周湖 中標津線									
22	西竹 鱒川の沢	字西竹 923-1 外	〃	188,000 m ²	5		道道上武佐 停車場線								北海道水産林務部	
23	西竹 ホノ侯落川の沢	字西竹 476-2 外	〃	88,000 m ²	5		町 道								〃	
24	西竹 荒川浄水場の沢	字西竹 1963-3 外	〃	102,000 m ²	20	浄水施設 1	町 道								〃	
25	西竹 吉田の沢	字西竹 514-1 外	〃	158,000 m ²	8		町 道								〃	
26	西竹 佐藤地先	字西竹 793-5 外	〃	5,000 m ²												
27	西竹 長正路の沢	字西竹 727-1 外	〃	9,000 m ²	1											
28	中標津 奥田の沢	東当幌 36-8 外		13,000 m ²	1		町 道		北海道	森林法	H13.5.11	861			北海道水産林務部	治山事業実施済 (H16完了)
29	西竹 町有林の沢	字西竹 918 外		23,000 m ²			町 道		北海道	森林法	H12.12.22	2059			〃	治山事業実施済 (H13完了)
30	影山の沢	字養老牛 537-1 外		25,000 m ²												
31	保養所温泉地先	東中	急傾斜地 崩 壊	2,341 m ²				宿泊施設	北海道	森林法	申請中				北海道水産林務部	治山事業実施中 (R6完了予定)

中標津町管内
地すべり・がけ崩れ等予測区域



凡 例	
	地すべり・がけ崩れ等予測区域

3 土砂災害警戒区域

(令和6年3月1日現在)

現象名	所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒区域	特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	中標津町西町3丁目・2丁目・1丁目、丸山4丁目・2丁目	中標津丸山2丁目	I-9-165-2886	令和3年12月10日	○	○
急傾斜地の崩壊	中標津町東19条北10丁目、東20条北8丁目、東中	中標津東20条北8丁目	I-9-166-2887	令和3年12月10日	○	○
土石流	中標津町りんどう町・川西7丁目	二十八線川	Ⅲ-95-007	令和3年12月10日	○	—
土石流	中標津町字俵橋、字俵橋15線、字俵橋16線	俵橋1号沢川	Ⅲ-95-003	令和3年12月10日	○	—
土石流	中標津町字開陽	右1の沢川	Ⅲ-95-002	令和3年12月10日	○	—
土石流	中標津町西町5丁目	小林の沢川	Ⅱ-95-0750	令和3年12月10日	○	—
土石流	中標津町東11条北9丁目・北10丁目、東12条北9丁目・北10丁目・北11丁目、東13条北9丁目・北10丁目	東十三条北沢川	Ⅲ-95-005	令和3年12月10日	○	○

中標津町暴風雪災害対応本部 設置・運営マニュアル

平成 25 年 11 月作成
平成 27 年 10 月改正
平成 28 年 12 月改正

中標津町暴風雪災害対応本部

目 次

1.	総則.....	1
1.1.	目的.....	1
1.2.	活動概要.....	1
2.	事前の対策.....	2
2.1.	関係機関との連携体制.....	2
2.1.1.	訓練の実施.....	2
2.2.	住民・道路利用者への啓発.....	2
2.3.	救助体制の構築.....	2
2.3.1.	避難所の調整.....	2
2.4.	その他組織との協力.....	2
2.5.	ハード対策.....	2
3.	組織計画.....	3
3.1.	暴風雪災害対応本部.....	3
3.2.	配備体制.....	4
4.	暴風雪時の対応.....	5
4.1.	住民又は道路利用者からの救助要請.....	5
4.2.	第1次配備体制（情報収集モード）での活動.....	7
4.2.1.	情報の一元化.....	7
4.3.	第2次配備体制（救助モード）での活動.....	9
4.3.1.	情報の一元化.....	9
4.3.2.	救助・救護.....	11
4.3.3.	救助状況の情報共有.....	13
5.	資料編.....	14
5.1.	関係機関連絡先.....	14
5.2.	避難所又は避難所候補施設表.....	14
5.3.	広報活動手法.....	14
5.3.1.	事前の広報.....	14
5.3.2.	暴風雪等発生時の広報.....	15
5.4.	中標津町暴風雪災害対応本部設置規約.....	16
5.5.	中標津町暴風雪等による立ち往生車両の救助体制.....	18

1. 総 則

1.1. 目的

本マニュアルは、中標津町内で発生する暴風雪等での立ち往生車両の救助活動等について、釧路開発建設部中標津道路事務所、釧路建設管理部中標津出張所、中標津警察署、根室北部消防事務組合消防本部・中標津消防署、中標津町（以下「関係機関」という。）が連携して、住民及び道路利用者の生命を暴風雪等から守ることを目的として、具体的事項を定めたものである。

1.2. 活動概要

暴風雪災害の被害の軽減を目的として、次の対応を実施する。

- ・ 広報活動を通じて住民及び道路利用者に対する啓発活動や情報提供を実施し、立ち往生防止及び被害の軽減を図る
- ・ 暴風雪災害の発生時には、「中標津町暴風雪災害対応本部（5.5.4.設置規約3条を参照）」を設置し、関係機関が連携して道路障害及び救助要請に対応する
- ・ 暴風雪等の発生に関わらず、必要に応じて「連絡会議（5.5.4.設置規約6条を参照）」を開催し、随時、暴風雪等に対する対策・対応の検討を行う

2. 事前の対策

2.1. 関係機関との連携体制

連絡会議のほか既存会議も活用する。

既存会議は以下である。

- ・ 釧根地方道路防災連絡協議会（釧路開発建設部）
- ・ 河川道路等情報共有会議（釧路建設管理部）
- ・ 冬期間の道路維持管理に係る連絡調整会議（釧路建設管理部）
- ・ その他関連が認められる会議等

2.1.1. 訓練の実施

関係機関及び連絡会議にて協議を行い、必要に応じて訓練を行う。

2.2. 住民・道路利用者への啓発

関係機関の広報誌（紙）、ホームページなどを活用し啓発活動を実施する。

啓発活動の実施手法については資料編「5.5.3.1.事前の広報」を参考とする。

2.3. 救助体制の構築

関係機関及び連絡会議で暴風雪災害対応本部設置規約に基づく救助に必要な準備を行う。

2.3.1. 避難所の調整

避難所開設のための事前調整や備蓄の管理などを行うとともに、より充実した対応強化を図る。

2.4. その他組織との協力

必要に応じて、連絡会議に参加していない組織に広報・啓発活動の協力を依頼する。

2.5. ハード対策

関係機関において、局地的な吹きだまりや視程障害などの対策を講じる。

3. 組織計画

3.1. 暴風雪災害対応本部

暴風雪災害対応本部の設置にあたっては次のとおりとする。

(1) 設置基準

暴風警報・暴風雪警報・大雪警報の発表等の気象状況により対応が必要となる場合、又は関係機関が必要であると認めた場合に暴風雪災害対応本部（以下「対応本部」という。）を設置する。

(2) 名称

「中標津町暴風雪災害対応本部」とする。

(3) 対応本部組織

対応本部は関係機関の職員によって構成され、必要に応じて関係機関に対して対応本部情報連絡員（以下「リエゾン」という。）の派遣を要請するものとする。対応本部の本部長は中標津町総務部長をもって充て、副本部長は中標津町建設水道部長をもって充てる。

(4) リエゾンを派遣する機関

リエゾンを派遣する機関及び連絡先は次のとおりである。

機関	連絡先（電話番号）
釧路開発建設部 中標津道路事務所	0153-72-3221
釧路建設管理部 中標津出張所	0153-72-3213
中標津警察署	0153-72-0110
計根別駐在所	0153-78-2151
根室北部消防事務組合消防本部	0153-72-9114
中標津消防署	0153-72-2181

(5) リエゾンの要件

リエゾンとして派遣される者は、対応本部内で迅速な判断・対応が可能な担当者が望ましい。

(6) 対応本部の終了

対応本部は、暴風雪等に係る災害の発生するおそれが解消したと認めた場合、又は立ち往生車両の救助がおおむね完了した場合に、本部長の承認を得て、本部を終了する。

3.2. 配備体制

住民又は道路利用者から立ち往生車両の救助要請を受けた関係機関は、速やかに対応本部に報告する。

対応本部では、情報の収集活動を行う。また、対応本部の判断により、気象状況の悪化が予想される場合や立ち往生車両が相次ぐなど救助・救護活動が必要となることが予想されると判断した場合は、関係機関に対してリエゾンの派遣を要請する。

第1次配備体制（情報収集モード）と、第2次配備体制（救助モード）の基準と活動概要は、次のとおりとする。

区 分	第1次配備体制	第2次配備体制
	情報収集モード	救助モード
基 準	<ul style="list-style-type: none"> ・暴風警報・暴風雪警報・大雪警報の発表等の気象状況により対応が必要となる場合、又は関係機関が必要と認めた場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次配備体制後、さらに気象状況の悪化が予想される場合 ・関係機関から寄せられた情報及び救助要請から、対応本部が人命にかかわる非常事態であると判断した場合
活動概要	対応本部、関係機関共通 <ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集 対応本部 <ul style="list-style-type: none"> ・情報のとりまとめ ・地域住民への情報の提供 関係機関 <ul style="list-style-type: none"> ・対応本部への報告 ・関係機関での実施事項（通行止、除雪など） 	対応本部 <ul style="list-style-type: none"> ・リエゾンの招集 ・情報の収集、一元化 ・関係機関への情報提供 ・救出・救助の緊急性の決定 ・救出依頼、支援（除雪）依頼 ・地域住民に対する注意喚起、広報活動 関係機関 <ul style="list-style-type: none"> ・対応本部への報告 ・関係機関での実施事項（救助活動、通行止、除雪など）

4. 暴風雪時の対応

4.1. 住民又は道路利用者からの救助要請

(1) 確認内容

住民又は道路利用者から救助要請を受けた場合に、要請者から必要な情報を確実に聞き取るため、次の救助要請記録簿に沿って可能な限り確認する。

【中標津町暴風雪災害対応本部】

番号 _____

暴風雪による立ち往生車両 救助要請記録簿

機関名： 開建 ・ 建管 ・ 警察 ・ 消防 ・ 役場

記入者 _____

■聞き取りに関する必須事項

緊急性

有

無

要請日時	平成	年	月	日	時	分
要請者	氏名：		電話番号：			
体調不良者	いる（頭痛・吐気・寒気）		⇒ ①の事項を聞き取り、救助要請(119番通報) 救助要請後、本部へ報告			
	いない		⇒ ①と②の事項を聞き取り、本部へ報告			

①体調不良者がいる・いないに関わらず聞き取る事項

同乗人数	同乗者（いる・いない） 人		
	妊婦（いる・いない）	子供（いる・いない）	高齢者（いる・いない）
路線名・位置	路線名：国道・道道・町道		キロポスト：
発生場所の住所	中標津町		
付近の目印			
車両情報 (除雪業者への伝達事項)	車種（軽・普通・大型(バス・トラック)）		車名（ ）
	ナンバー（ ）		車体の色（ ）
救助を待つ間の 注意事項の伝達	<input type="checkbox"/> 不用意に車から離れない(遭難の恐れ) <input type="checkbox"/> 一酸化炭素中毒の危険性と対処方法 <input type="checkbox"/> 車のエンジンを止める <input type="checkbox"/> マフラー排気口付近を定期的に除雪 <input type="checkbox"/> 窓を少し開けて換気(酸欠を防ぐ)		<input type="checkbox"/> 防寒対策(防寒具、毛布、新聞紙など) <input type="checkbox"/> 携帯電話の電池残量 ※ 伝達した事項の口には必ず✓を付すこと ※ 体調不良者がいる、いないに関わらず、必ず要請者に伝達すること

②救助要請(119番通報)しなかった場合の聞き取り事項

通報内容	立ち往生 ・ 避難所の問い合わせ ・ その他（ ）		
立ち往生の状況	吹きだまりに突っ込んだ ・ 路面の積雪で走行不能 ・ 路外に逸脱 ・ 視界不良のため路肩に停車		
	出発地 （ ）	～	目的地 （ ） その他（ ）
周辺の状況	自車周辺の積雪深さ（約 cm）	周辺で立ち往生している車の台数（約 台）	
同乗者の電話	氏名：		電話番号：
他機関への通報	開建 ・ 建管 ・ 警察 ・ 消防 ・ 役場 ・ その他（ ）		
本部報告時間	時 分	報告者：	本部受理者：

■本部との連絡内容を記入

救助出動	時 分	受理者：	備考（ ）
現場到着	時 分	受理者：	備考（ ）
救助完了	時 分	受理者：	備考（ ）
その他			

中標津町暴風雪災害対応本部(防災専用)FAX番号 0153-73-3121

(2) 対応本部への連絡方法

関係機関では、住民又は道路利用者から救助要請を受けた場合に、前項で示した救助要請記録簿によって速やかに対応本部へと報告を行う。

- 確認後、速やかに救助要請記録簿をファックスにて対応本部へ送信

対応本部（防災専用）ファックス番号 73-3121

- ファックスが届いているか電話により確認し、未着の場合にはその場で報告
- その他、e-mailなどを活用

救助要請を受けた場合に伝達する注意事項

救助要請を受けた際、対応者は要請者に対し、次に示す事項等についての注意を呼びかける。

- 不用意に車から離れない（遭難の恐れ）
- 一酸化炭素中毒の危険性と対応方法
 - ・ エンジンの停止
 - ・ マフラー排気口付近を定期的に除雪
- 窓を少し開けて換気（酸欠を防ぐ）
- 救助を待つ間の防寒対策（防寒具、毛布、新聞紙など）の実施
- 携帯電話の電池残量への注意

4.2. 第1次配備体制（情報収集モード）での活動

暴風警報・暴風雪警報・大雪警報の発表等の気象状況により対応が必要となる場合、又は関係機関が必要と認めた場合に対応本部を設置する。対応本部の初期対応は主に関係機関からの情報収集を行う。この段階を「第1次配備体制（情報収集モード）」とする。

4.2.1. 情報の一元化

関係機関では、それぞれの管轄において収集した情報を対応本部へと報告する。対応本部では情報の一元化を図るため、次の対応を実施する。

（1）関連情報の収集

対応本部は、第2次配備体制への移行の判断及び地域住民からの問い合わせへの対応のため、関連する情報の収集に努める。

●対応本部で収集を図る情報

収集する情報は次の情報を基本とし、必要に応じてその他の情報についても収集に努める。

- 気象情報
- 立ち往生車両の発生状況
- 要救助者の健康状態
- 通行止め情報 など

●情報の収集方法

情報の収集方法は次の手法を基本とし、必要に応じてその他の方法も活用を用いて情報を収集する。

- 関係機関からの報告を受ける
 - ・ ファックス
 - ・ 電話
 - ・ メール
 - ・ Web システム
- Web サイトで情報を集める
 - ・ 気象庁ホームページ
 - ・ 北海道電力ホームページ
 - ・ 北海道地区道路情報 など
- 電話で問い合わせる

(2) 情報提供・問い合わせ対応

対応本部は、地域住民の混乱防止を目的として、次の要領で広報活動を行う。

● 広報内容

第 1 次配備体制では、対応本部は主として次の情報を提供する。

- 気象情報
- 通行止め情報

なお、必要と認められる場合には第 1 次配備体制時であってもその他の情報についての広報活動を行う。

● 広報の方法

資料編「5. 5. 3. .2. 暴風雪等発生時の広報」に示す手法によって広報活動を実施する。

4.3. 第2次配備体制（救助モード）での活動

対応本部は、第1次配備体制後、さらに気象状況の悪化が予想される場合や立ち往生車両が相次ぐなど救助・救護活動が必要となることが予想されると判断した場合は、関係機関の長に対し、リエゾンの派遣を要請し、体制の強化を図るとともに、対応本部が中心となって立ち往生車両の救助・救護活動を実施する。この段階を「第2次配備体制（救助モード）」とする。

4.3.1. 情報の一元化

関係機関では、それぞれの管轄において収集した情報を対応本部へと報告するとともに、住民又は道路利用者から救助要請を受けた後は、前項「4.1. 住民又は道路利用者からの救助要請」において確認した救助要請記録簿を速やかに対応本部へ報告を行う。対応本部では関係機関からの報告に基づき次の対応を実施する。

(1) 関連情報の収集

対応本部は、的確な立ち往生車両の救助・救護活動の実施及び優先度判断を行うために、必要となる関連情報の収集、共有及び集約を行う。

●対応本部で収集を図る情報

次の情報収集を基本とし、必要に応じてその他の情報についても収集に努める。

- 気象情報
- 立ち往生車両情報
- 緊急搬送患者の有無（健康状態）
- 通行止め情報、通行可能区間
- 除雪車情報
- 避難所情報 など

●対応本部と関係機関の間の情報共有方法

第2次配備体制時には、対応本部に派遣されたりエゾンの協力のもと、関係機関との情報共有を行う。ただし、通行止めや気象状況等によりリエゾンを派遣できない場合には、第1次配備体制と同様の手法による情報共有を基本とする。

●対応本部内での情報共有・表示

対応本部内では、町内の道路が網羅された図面に必要な情報を書き込むことで対応本部内での情報の共有・表示を行う。

- 立ち往生車両の位置
- 立ち往生車両の優先度
- 除雪車の位置、種類 など

(2) 緊急性の判断

対応本部は、暴風雪等による人的被害（又は死傷者）を防止するため、リエゾンの協力のもと、要救助者の健康状態などから緊急性の判断を行う。また、その判断に基づき、優先的に除雪を行う路線を決定する

(3) 情報提供・問い合わせ対応（町民・報道など）

対応本部は暴風雪等による被害の拡大を防止することを目的として、次の要領で広報活動を行う。

● 広報内容

第2次配備体制では、対応本部は主として次の情報について広報活動を実施する。

- 気象情報
- 通行止め情報
- 外出を控える呼びかけ
- 避難所情報

● 広報の方法

資料編「5.5.3.2.暴風雪等発生時の広報」に示す手法によって広報活動を実施する。

(4) 自衛隊への情報提供

対応本部を設置したときは、対応状況等について自衛隊に連絡する。

(5) 自衛隊派遣要請の判断

各情報に基づき、自衛隊要請の必要性について判断をする。

4.3.2. 救助・救護

対応本部は、住民又は道路利用者からの立ち往生車両の救助要請に対して、関係機関に対応を依頼する。

また、緊急時には人命救助として、消防・警察に救助を要請するとともに、救急車や警察車両の救助ルート確保のため、道路管理者に対し搬送路の除雪を依頼する。

(1) 住民又は道路利用者からの救助要請

対応本部は、住民及び道路利用者から立ち往生車両の救助要請を受けた場合には、道路管理者に対し道路の通行確保を依頼する。

(2) 緊急車両の出動

対応本部は、要救助者の健康状態などから緊急性があると判断した場合には、消防・警察に対し緊急車両による救助を要請する。

●救助依頼方法

- 緊急搬送の必要がある場合にリエゾンで派遣されている消防署員、警察官を通じて救助を要請する。

●支援除雪の依頼

- 救助にあたって、除雪による支援が必要な場合にはリエゾンを通じて道路管理者へ支援除雪を依頼する。

(3) 避難所の開設

対応本部は、救出・救助した被災者を収容するための避難所について開設状況などの把握を行うとともに、必要に応じて関係機関に対し避難所の開設を依頼し、被災者を誘導する。

●把握に努めるべき情報

対応本部は、被災者の早期収容及び適切な誘導を目的として、町内の避難所について次の項目の把握に努める。

- 避難所の開設状況
- 避難所の被害状況と安全性の確認
- 現在の収容人数、最大収容可能人数の確認
- 備蓄品（物資、食料品など）の確認

●調整しなければならないこと

対応本部は、開設済みの避難所に対する被災者の誘導にあたり、対応本部は必要に応じて避難所に支援を行うために次の点について調整を図る。

- 備蓄品（物資、食料品など）の調整
- 施設管理者又は世話人などの調整

●避難者への対応

対応本部は、避難後の被災者に対して道路や気象についての情報を適時提供するための措置を実施する。

4.3.3. 救助状況の情報共有

人員や除雪車、緊急車両などを効果的、効率的に運用するため、救出・救助が完了したことを速やかに対応本部に報告するとともに、対応本部では関係機関全体に周知・共有する。

●救助時の行動

- 要救助者の氏名、車両ナンバー、救助時の容態などの確認
- 避難所への誘導
- 救出後の対応本部への報告

●救助完了報告の内容

- 要救助者の氏名、車両ナンバー、救助後の容態など
- 避難先の施設

●救助完了報告の方法

- 救助機関は対応本部へ電話、e-mail などにより報告する

5. 資料編

5.1. 関係機関連絡先

別紙「関係機関連絡先表」に示す。

5.2. 避難所又は避難所候補施設表

別紙「避難所及び避難所候補施設表」に示す。

5.3. 広報活動手法

5.3.1. 事前の広報

平時における啓発活動及び暴風雪等発生前の情報提供には次の手段などを活用する。

広報手段	啓発活動（平時）	情報提供（災害前）	備考
配布物			
広報誌（紙）	●		
ポスター	●		
リーフレット	●		
回覧板	●		
メディア			
ラジオ	●	●	
テレビ	●	●	
新聞	●		
ICTインフラ			
ホームページ	●	●	
ツイッター	●	●	
フェイスブック	●	●	
登録制防災情報メール		●	
ブログ	●	●	
既存ハード			
注意看板	●		
道路情報板		●	

5.3.2. 暴風雪等発生時の広報

暴風雪等発生以降の広報活動には、次の手段などを活用する。

広報手段	備考
メディア	
ラジオ	
テレビ	
ICTネットワークインフラ	
緊急速報エリアメール	通信事業者への依頼が必要
ホームページ	
ツイッター	
フェイスブック	
登録制防災情報メール	
ブログ	
既存ハード	
注意看板	
道路情報板	
その他	
町内放送（広報車など）	

5.4. 中標津町暴風雪災害対応本部設置規約

中標津町暴風雪災害対応本部設置規約

(目的)

第1条 近年、暴風雪による道路交通障害や立ち往生車両からの救助依頼が多発していることから、中標津町内で発生する暴風雪等での立ち往生車両の救助活動等について、釧路開発建設部中標津道路事務所、釧路建設管理部中標津出張所、中標津警察署、根室北部消防事務組合消防本部・中標津消防署、中標津町（以下「関係機関」という。）が連携して、住民及び道路利用者の生命を暴風雪等から守ることを目的に、中標津町暴風雪災害対応本部（以下「対応本部」という。）を設置するものとする。

(組織)

第2条 対応本部は、関係機関の職員をもって組織する。

2 対応本部の本部長は中標津町総務部長をもって充て、副本部長は中標津町建設水道部長をもって充てる。

3 対応本部事務局は中標津町に置く。

(設置)

第3条 対応本部は、暴風警報・暴風雪警報・大雪警報の発表等の気象状況によって、立ち往生車両への対応が必要な場合に設置するものとする。

2 本部長は、暴風雪等の状況により必要と判断した場合は中標津町の防災担当部局及び道路維持管理担当部局による第1次配備体制を整え、通行規制情報や立ち往生車両情報を集約するとともに、道路状況及び気象状況の把握に努めるものとする。

3 第1次配備体制後、さらに気象状況の悪化が予想される場合や立ち往生車両が相次ぐなど救助・救護活動が必要となることが予想されると判断した場合は、関係機関の長に対し、対応本部情報連絡員（以下「リエゾン」という。）の派遣を要請し、第2次配備体制への強化を図るものとする。

4 派遣要請を受けた関係機関の長は、当該関係機関からリエゾンを指名し、状況に応じ対応本部に常駐させるものとする。

(任務)

第4条 対応本部は、次に掲げる事項を相互に協議し、処理するものとする。

(1) 気象状況や通行規制などの道路状況の情報収集に関すること

(2) 立ち往生車両の情報収集に関すること

(3) 救助・救護対応の連絡、調整及び実施に関すること

(4) その他必要な事項について調整を図ること

(情報伝達系統等)

第5条 対応本部の設置に関する情報伝達系統、及び対応本部の業務分担は、模式図（中標津町暴風雪等による立ち往生車両の救助体制）に示すとおりとする。

(連絡会議)

第6条 対応本部の活動を支援するため、暴風雪時の対応や立ち往生車両の未然防止及び関係機関の連携を図るため、連絡会議を設置する。

- (1) 連絡会議は、関係機関の職員及び会長が必要と認めた者をもって構成する。
- (2) 連絡会議の会長は、中標津町総務課長とする。
- (3) 会長は、連絡会議を代表し会務を総括する。
- (4) 会長に事故があったときは、会長があらかじめ指定するものがその職務を代理する。
- (5) 会長は、必要に応じて、関係機関以外の機関を連絡会議に招集することができる。
- (6) 連絡会議は、必要に応じ、会長が招集する。
- (7) 連絡会議の事務局は中標津町に置く。

2 連絡会議は、次に掲げる事項を協議する。

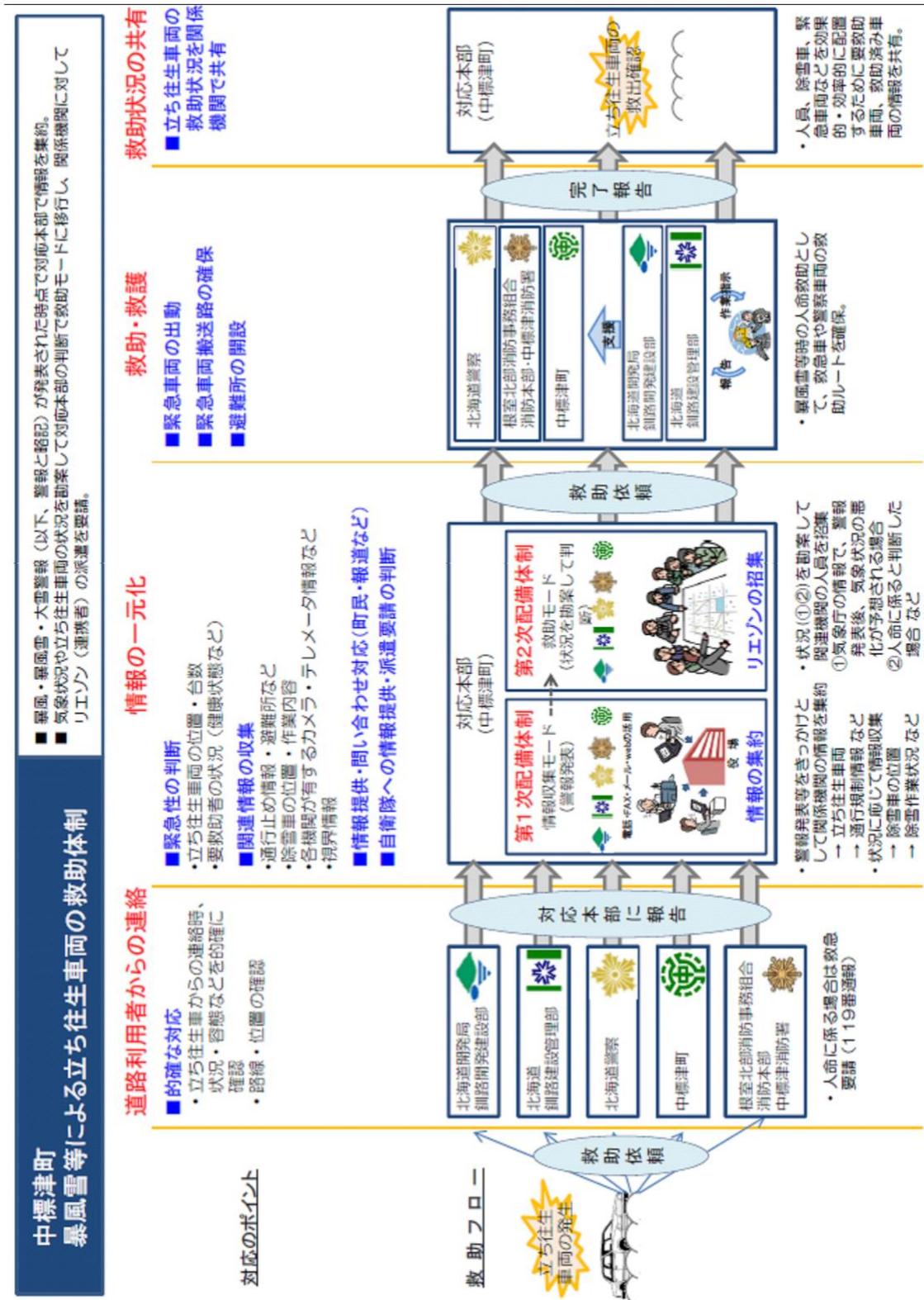
- (1) 暴風雪時の対応や立ち往生車両の未然防止に必要な情報提供及び啓発に関すること
- (2) 暴風雪時の対応に係る訓練等に関すること

附 則

この規約は、平成 25 年 11 月 7 日から施行する。

この規約は、平成 27 年 10 月 30 日から施行する。

5.5. 中標津町暴風雪等による立ち往生車両の救助体制



資料15 中標津町暴風雪災害対応本部設置規約

中標津町暴風雪災害対応本部設置規約

(目的)

第1条 近年、暴風雪による道路交通障害や立ち往生車両からの救助依頼が多発していることから、中標津町内で発生する暴風雪等での立ち往生車両の救助活動等について、釧路開発建設部中標津道路事務所、釧路建設管理部中標津出張所、中標津警察署、根室北部消防事務組合消防本部、中標津消防署、中標津町（以下「関係機関」という。）が連携して、住民及び道路利用者の生命を暴風雪等から守ることを目的に、中標津町暴風雪災害対応本部（以下「対応本部」という。）を設置するものとする。

(組織)

第2条 対応本部は、関係機関の職員をもって組織する。

- 2 対応本部の本部長は中標津町総務部長をもって充て、副本部長は中標津町建設水道部長をもって充てる。
- 3 対応本部事務局は中標津町に置く。

(設置)

第3条 対応本部は、暴風警報・暴風雪警報・大雪警報の発表等の気象状況によって、立ち往生車両への対応が必要な場合に設置するものとする。

- 2 本部長は、暴風雪等の状況により必要と判断した場合は中標津町の防災担当部局及び道路維持管理担当部局による第1次配備体制を整え、通行規制情報や立ち往生車両情報を集約するとともに、道路状況及び気象状況の把握に努めるものとする。
- 3 第1次配備体制後、さらに気象状況の悪化が予想される場合や立ち往生車両が相次ぐなど救助・救護活動が必要となることが予想されると判断した場合は、関係機関の長に対し、対応本部情報連絡員（以下「リエゾン」という。）の派遣を要請し、第2次配備体制への強化を図るものとする。
- 4 派遣要請を受けた関係機関の長は、当該関係機関からリエゾンを指名し、状況に応じ対応本部に常駐させるものとする。

(任務)

第4条 対応本部は、次に掲げる事項を相互に協議し、処理するものとする。

- (1) 気象状況や通行規制などの道路状況の情報収集に関すること
- (2) 立ち往生車両の情報収集に関すること
- (3) 救助・救護対応の連絡、調整及び実施に関すること
- (4) その他必要な事項について調整を図ること

(情報伝達系統等)

第5条 対応本部の設置に関する情報伝達系統、及び対応本部の業務分担は、模式図（中標津町暴風雪等による立ち往生車両の救助体制）に示すとおりとする。

(連絡会議)

第6条 対応本部の活動を支援するため、暴風雪時の対応や立ち往生車両の未然防止及び関係機関の連携を図るため、連絡会議を設置する。

- (1) 連絡会議は、関係機関の職員及び会長が必要と認めた者をもって構成する。
 - (2) 連絡会議の会長は、中標津町総務課長とする。
 - (3) 会長は、連絡会議を代表し会務を総括する。
 - (4) 会長に事故があったときは、会長があらかじめ指定するものがその職務を代理する。
 - (5) 会長は、必要に応じて、関係機関以外の機関を連絡会議に招集することができる。
 - (6) 連絡会議は、必要に応じ、会長が招集する。
 - (7) 連絡会議の事務局は中標津町に置く。
- 2 連絡会議は、次に掲げる事項を協議する。
- (1) 暴風雪時の対応や立ち往生車両の未然防止に必要な情報提供及び啓発に関すること
 - (2) 暴風雪時の対応に係る訓練等に関すること

附 則

この規約は、平成25年11月7日から施行する。

この規約は、平成27年10月30日から施行する。

資料16 危険物、爆発物等の所在場所

(1) 石油類貯蔵所等

(令和6年3月1日現在)

所有者又は名称	設置場所	種別	貯蔵取扱最大量（第4類）		
			第1 石油類 ^{kg}	第2 石油類 ^{kg}	第3 石油類 ^{kg}
(有)NTK	東11条南11丁目	給油取扱所		19,200	
(株)中標津町自動車学校	丸山2丁目26番地	給油取扱所	3,000	3,000	
中標津コンクリート工業(株)	字俵橋52番地1	給油取扱所		20,000	10,000
中標津石油(株)北町給油所	北町2丁目6番地	給油取扱所		19,200	
(有)共栄土木運輸	東20条北5丁目3番地	給油取扱所		19,200	
三友舗道(株)	東25条南5丁目6番地	給油取扱所	5,000	15,000	
(有)兼良 竹内金物店	計根別本通東2丁目4番地	給油取扱所	13,000	20,000	
中標津石油(株)中標津給油所	東3条南1丁目	給油取扱所	16,000	10,500	
北海道エネルギー(株)	西4条北1丁目	給油取扱所	48,000	48,000	
酪農協販商事(株)	東10条南1丁目1番地3	給油取扱所	30,000	20,000	
ほくねん(株)	東2条南9丁目	給油取扱所	30,000	18,000	
北日本石油(株)	大通北1丁目4番地	給油取扱所	29,000	29,000	
熱原釧路(株)	東17条南1丁目1	給油取扱所	29,000	30,000	
(株)ヒシサン	東29条南1丁目3番地	給油取扱所	30,000	15,000	
中標津町農業協同組合	桜ヶ丘2丁目2番地	給油取扱所	48,000	30,000	
石川板金(株)	西5条北10丁目1番地	給油取扱所		10,000	
(有)ライフワーク	緑町南2丁目8番地	給油取扱所		19,000	
中標津空港管理事務所	北中16番9	給油取扱所		30,000	
釧根開発運輸(株)	字当幌1647番地1	給油取扱所		20,000	
エース・メンテ(有)	東36条北5丁目	給油取扱所		30,000	20,000
エア・ウォーター・ライフソリューション(株)	東39条南1丁目1-7	給油取扱所		80,000	
(株)北武商事	東11条北2丁目1	給油取扱所	10,000	80,000	
東盛運輸(株)	字当幌1323番地1	給油取扱所		20,000	
山崎建設工業(株)	東23条北1丁目4番地2	給油取扱所		20,000	10,000
北海道立総合研究機構	旭ヶ丘7番地	給油取扱所		2,000	
(株)オカモト	東38条南1丁目6番地1	給油取扱所	78,000	78,000	
ホクレン計根別給油所	計根別本通東7丁目8番地	給油取扱所	30,000	20,000	
(株)自動車検査場(茂田石油)	東32条南2丁目1番1	給油取扱所	80,000	80,000	
横内林業(株)	北中25番地18	給油取扱所		30,000	
北標重機工業(有)	南町9番地13	給油取扱所		20,000	

所有者又は名称	設置場所	種 別	貯蔵取扱最大量 (第4類)		
			第1 石油類 ^{リットル}	第2 石油類 ^{リットル}	第3 石油類 ^{リットル}
雪印メグミルク(株)	丸山2丁目9番地	屋外タンク		150,000	150,000
北日本石油(株)	計根別南1条東4丁目1番地	屋外タンク			100,000
(株)中標津売炭所	東21条北5丁目	屋外タンク			20,000
三友舗道(株)	字俵橋共成	屋外タンク			44,000
中標津アスコン	緑町南2丁目1番地1	屋外タンク			15,000
ANAホールディングス(株)	北中16番9	屋外タンク		100,000	
エース・メンテ(有)	東36条北5丁目	屋外タンク		30,000	
(株)寿宴	東3条北1丁目	屋内タンク			7,000
(株)ワイ・エーシー	西9条南1丁目3	屋内タンク			2,000
北日本石油(株)	計根別南1条東4丁目1番地	屋内貯蔵所			19,000
(株)やすもと	東15条南2丁目4-3	屋内貯蔵所		1,000	5,000
中標津消防署	丸山2丁目22番地	屋内貯蔵所	50	1,000	
(株)安全	東31条南1丁目3	屋内貯蔵所	1,000	4,000	1,000
(有)アルファアービエーション	北中16番9	屋内貯蔵所	1,000		
(財)北海道農業開発公社	川西5丁目1	屋内貯蔵所	160	900	

(2) プロパンガス充てん所

(令和6年3月1日現在)

所有者又は名称	住所	充てん所所在地	タンク容量	1日の処理能力
中標津ほくさんプロパン(株)	東41条北1丁目	東41条北1丁目	30 ^{トン}	4 ^{トン}
酪農協販商事(株)	東10条南1丁目	北中9番	15 ^{トン}	0.6 ^{トン}
イワタニ北海道(株)	字俵橋52番地	緑町南3丁目3	20 ^{トン}	5 ^{トン}

(3) 火薬庫

(令和6年3月1日現在)

所有者又は名称	住所	火薬庫所在地	火薬庫の構造	貯蔵種類
佐々木銃砲店	東1条北2丁目	中標津町北中	地上式3級	猟銃実包2万発

資料17 災害情報等報告取扱要領

災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を根室振興局長に報告するものとする。

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。

ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1) 及び (2) によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表2の写を添付するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、第4表のとおりとする。

別表 1

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報			
報 告 日 時	月 日 時現在	発受信日時	月 日 時 分
発 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)		受 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)	
発 信 者 (職・氏名)		受 信 者 (職・氏名)	
発 生 場 所			
発 生 日 時		月 日 時 分	災害の原因
気 象 等 の 状 況	雨 量		
	河川水位		
	潮位波高		
	風 速		
	そ の 他		
ラ イ フ ラ イ ン 関 係 の 状 況	道 路		
	鉄 道		
	電 話		
	水 道 (飲料水)		
	電 気		
そ の 他			
(1) 災害対策本部等の設置状況	(名 称)		
	(設置日時)	月 日 時 分	設置
(2) 災害救助法の適用状況	(名 称)		
	(設置日時)	月 日 時 分	設置
(2) 災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	り災世帯
	(救助実施内容)		

応急措置の状況	(3) 避難の状況	自主避難	地区名	避難場所	人数	日時	
		高齢者等避難					
		避難指示					
	(4) 自衛隊派遣要請の状況						
	(5) その他の措置の状況						
	(6) 応急対策出動人員	(7) 出動人員			(イ) 主な活動状況		
		市町村職員		名			
		消防職員		名			
		消防団員		名			
		その他(住民等)		名			
	計		名				
その他	(今後の見通し等)						

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表2

被害状況報告（速報 中間 最終）

				月 日 時現在				
災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因				
災害発生場所								
発信	機関(市町村)名			受信	機関(市町村)名			
	職・氏名				職・氏名			
	発信日時				受信日時			
月 日 時 分			月 日 時 分					
項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)	
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤ 土木	河川	箇所		
	うち災害関連死者	人			海岸	箇所		
	行方不明	人			砂防設備	箇所		
	重傷	人			地すべり	箇所		
	軽傷	人			急傾斜地	箇所		
計	人		道路	箇所				
② 住家被害	全壊	棟		被害	橋梁	箇所		
		世帯						
	人	小計			箇所			
	半壊	棟			市町村工事	河川	箇所	
		世帯				道路	箇所	
	人	橋梁			箇所			
	一部破損	棟			小計	箇所		
		世帯						
	人	港湾			箇所			
	床上浸水	棟			漁港	箇所		
世帯								
人	下水道	箇所						
床下浸水	棟	公園	箇所					
	世帯							
人	崖くずれ	箇所						
計	棟	計	箇所					
世帯								
人								
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟	被害	漁船	沈没流出	隻	
		その他	棟			破損	隻	
	半壊	公共建物	棟		計	隻		
		その他	棟					
	計	公共建物	棟		漁港施設	箇所		
その他	棟		共同利用施設	箇所				
			その他施設	箇所				
			漁具(網)	件				
			水産製品	件				
			その他	件				
			計					
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha	⑦ 林業被害	道有林	林地	箇所
			浸冠水	ha			治山施設	箇所
		畑	流失・埋没等	ha			林地	箇所
			浸冠水	ha			林産物	箇所
	農作物	田	ha	その他		箇所		
		畑	ha	小計		箇所		
	農業用施設	箇所	一般	林地		箇所		
	共同利用施設	箇所	市民	治山施設		箇所		
	営農施設	箇所	有林	林地		箇所		
	畜産被害	箇所		林産物		箇所		
その他	箇所		その他	箇所				
計			小計	箇所				
			計	箇所				

項 目			件数等	被害金額(千円)	項 目			件数等	被害金額(千円)
⑧ 衛生 被害	水 道	箇所			⑪社会教育施設被害	箇所			
	病 院	公 立	箇所		⑫社会福祉施設等	公 立	箇所		
		個 人	箇所			法 人	箇所		
	清掃 施設	一般廃棄物処理	箇所		被害	計	箇所		
		し尿処理	箇所		⑬ そ の 他	鉄道不通	箇所	—	
		火 葬 場	箇所			鉄道施設	箇所		
計	箇所		被害船舶(漁船)	隻					
⑨ 商工 被害	商 業	件		空 港		箇所			
	工 業	件		水 道		戸	—		
	そ の 他	件		電 話	回線	—			
⑩ 公立 学校 施設 被害	計	件		電 気	戸	—			
	小 学 校	箇所		ガ ス	戸	—			
	中 学 校	箇所		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	—			
	高 校	箇所		都 市 施 設	箇所				
	その他文教施設	箇所		被 害 総 額					
公共施設被害市町村数			団体	火災	建 物	件			
り災世帯数			世帯	発生	危 険 物	件			
り災者数			人		そ の 他	件			
消防職員出動延人数			人	消防団員出動延人数			人		
災害対 策本部 の設置 状況	道（総合振興局又は振興局）								
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時			
災害救 助法適 用市町 村名									
補足資料（※別葉で報告） ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難情報の発令状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

別表3

被害状況（中間・最終）報告集計表

災害・事故名						平成 年 月 日 時現在			
総合振興局又は振興局									
項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目		件数等	被害金額(千円)		
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、別紙で整理報告	⑤ 工事	河川	箇所			
	うち災害関連死者	人			海岸	箇所			
	行方不明	人			砂防設備	箇所			
	重傷	人			地すべり	箇所			
	軽傷	人			急傾斜地	箇所			
	計	人			道路	箇所			
② 住家被害	全壊	棟		木	橋梁	箇所			
		世帯							
		人							
	半壊	棟			市町村工事	小計	箇所		
		世帯				河川	箇所		
		人				道路	箇所		
	一部破損	棟				橋梁	箇所		
		世帯				小計	箇所		
	人	港湾				箇所			
	床上浸水	棟				害	漁港	箇所	
		世帯					下水道	箇所	
		人					公園	箇所	
床下浸水	棟	崖くずれ	箇所						
	世帯	計	箇所						
人									
計	棟	⑥ 水産被害	漁船	沈没流出	隻				
	世帯		破損	隻					
	人		計	隻					
漁港施設	箇所								
共同利用施設	箇所								
その他施設	箇所								
③ 非住家被害	全壊	公共建物	棟	被	漁具(網)	件			
		その他	棟		水産製品	件			
	半壊	公共建物	棟		その他	件			
		その他	棟		計				
	計	公共建物	棟		⑦ 林業被害	道有林	林地	箇所	
		その他	棟				治山施設	箇所	
林地	田	流出・埋没	ha						
冠水	ha								
畑	流出・埋没	ha							
冠水	ha								
農作物	田	ha							
畑	ha								
農業用施設	箇所								
共同利用施設	箇所								
営農施設	箇所								
畜産被害	箇所								
その他	箇所								
計									

項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目	件数等	被害金額(千円)	
⑧ 衛生 被害	水 道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所		
	病 院	公 立	箇所		⑫社会福 祉施設等 被害	公 立	箇所
		個 人	箇所			法 人	箇所
	清掃 施設	一般廃棄物処理	箇所			計	箇所
		し尿処理	箇所		⑬ そ の 他	鉄道不通	箇所
	火 葬 場	箇 所		鉄道施設		箇所	
計		箇所		被害船舶(漁船等)		隻	
⑨ 商工 被害	商 業	件		空 港		箇所	
	工 業	件		水 道		戸	—
	そ の 他	件		電 話		回線	—
	計	件		電 気	戸	—	
⑩ 公立 文教 施設 被害	小 学 校	箇所		ガ ス	戸	—	
	中 学 校	箇所		ブロック塀等	箇所	—	
	高 校	箇所		都市施設	箇所		
	その他文教施設	箇所					
	計	箇所		被 害 総 額			
公共施設被害市町村数			団体	火災 発生	建 物	件	
り災世帯数			世帯		危 険 物	件	
り災者数			人		そ の 他	件	
消防職員出動延人数			人	消防団員出動延人数			人
災害対 策本部 の設置 状況	道（総合振興局又は振興局）						
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時	
災害救 助法適 用市町 村名							
補足資料（※別葉で報告）							
○災害発生場所							
○災害発生年月日							
○災害の種類概況							
○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意							
○応急対策の状況							
・避難情報の発令状況							
・避難所の設置状況							
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況							
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況							
・自衛隊の派遣要請、出動状況							
・災害ボランティアの活動状況 ほか							

被害区分		判 断 基 準
① 人的被害	死 者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄(2)(3)を参照。</p>
② 住家被害	住 家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世 帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判断基準
② 住家被害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判 断 基 準
⑤ 土木被害	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。	
⑥ 水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。

被害区分		判 断 基 準
⑧ 衛生 被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商 工 被害	商 業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。

被害区分		判 断 基 準
⑩公立文教 施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う。) (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪社会教育 施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫社会福祉 施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬ そ の 他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空 港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のものの特に報告を要すると思われるもの。

罹 災 証 明 書

世帯主住所				
世帯主氏名				
世帯構成員	氏名	続柄	生年月日	性別

罹災原因	
------	--

被災住家 [※] の 所在地	
住家 [※] の被害の 程度	
備考	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

中標津町長

資料19 公用令書等（様式）

別表 第1号様式

従事第号	公用令書	
	住所 氏名	
	災害対策基本法第65条の規定に基づき、次のとおり	従事 協力を命ずる。
	年 月 日	
	処分権者	印
従事すべき業務		
従事すべき場所		
従事すべき期間		
出頭すべき日時		
出頭すべき場所		
備考		

（備考）用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第2号様式

保 管 第 号

公 用 令 書

住所

氏名

災害対策基本法第78条第1項の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。

年 月 日

処分権者

印

保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第3号様式

管 理 第 号

公 用 令 書

住所

氏名

災害対策基本法第78条第1項の規定に基づき、次のとおり
 管理 収用 を使用する。

年 月 日

処分権者

印

名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第4号様式

変 更 第 号
公 用 変 更 令 書
住所 氏名
災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかか る処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。
年 月 日
処分権者 印
変更した処分の内容

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第5号様式

取 消 第 号
公 用 取 消 令 書
住所 氏名
災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号） にかかるとる処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。
年 月 日
処分権者 印

(備考) 用紙は、日本工業規格 A4 とする。

別表 第6号様式

No.	防 災 立 入 検 査 票		
所 属			
職 名			
氏 名			
	年	月	日生
上記の者は災害対策基本法第71条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。			
年	月	日交付	
		中標津町長	印
		交付責任者	印

※規格 縦6センチ 横9センチとする。

(裏)

注 意	
1.	本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。
2.	本票は 年 月 日まで有効とする。
3.	本票は有効期間が経過したとき、又は不明になったときは速やかに返還しなければならない。
4.	本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届出なければならない。

資料20 避難者状況報告書（様式）

避難者状況報告書【第 報】

避難所名		報告日時	年 月 日 時 分現在
報告者	(避難所担当職員/施設職員/地域団体)		
避難所連絡先	TEL:	FAX:	

報告事項			備考	
避難者	避難者数	名		
	負傷者数	軽傷者		名
		重傷者		名
	要配慮者数	名		
在宅避難者数	名			
職員	避難所担当職員	名		
	施設職員	名		
避難 収容 施設	建物被害	有 ・ 無		
	電気使用の可否	可 ・ 不可		
	水道使用の可否	可 ・ 不可		
	ガス使用の可否	可 ・ 不可		
	電話使用の可否	可 ・ 不可		
<input type="checkbox"/> その他報告事項				

資料21 指定避難所、指定緊急避難場所、一時避難場所一覧

1 指定避難所（屋内）、指定緊急避難場所（屋外）

番号	区分				避難施設名	住所	指定避難所 収容人数	管理者	管理者 電話番号 (0153)
	大雨	雪	土砂	地震					
1	○	○	○	○	中標津町役場	丸山2目22番地	100人	町長	73-3111
2	×	×	○	○	中標津町武道館	丸山1丁目6番地	200人	指定管理者	73-1131
3	×	×	×	○	中標津中学校	丸山2丁目1番地	300人	学校長	73-3111
4	○	×	○	○	中標津町総合体育館	丸山2丁目1番地18	700人	指定管理者	73-1131
5	×	×	×	○	丸山小学校	丸山2丁目4番地1	300人	学校長	73-3111
6	×	○	○	○	中標津町総合文化会館	東2条南3丁目1番地1	700人	指定管理者	73-1131
7	○	×	○	○	中標津東小学校	東7条南7丁目15番地	300人	学校長	73-3111
8	○	×	○	○	広陵中学校	東10条南7丁目1番地	300人	学校長	73-3111
9	×	×	○	○	なかよし児童館(東中地区多目的集会所)	東14条北4丁目4番地	100人	町長	73-3111
10	○	×	○	○	シルバースポーツセンター	東20条北7丁目3番地	400人	町長	73-3111
11	○	×	○	○	中標津高等学校	西6条南5丁目1番地	300人	学校長	72-2059
12	○	×	○	○	西児童館	西9条北7丁目9番地	180人	町長	73-3111
13	○	×	○	○	中標津小学校	西9条北1丁目2番地	300人	学校長	73-3111
14	○	×	○	○	南中標津会館	南中16番地	20人	町内会	73-3111
15	○	×	○	○	協和会館	字協和4831番地2	20人	町内会	73-3111
16	○	×	○	○	豊岡地区会館	字豊岡519番地1	30人	町内会	73-3111
17	○	×	○	○	当幌研修館	東当幌20番地17	60人	町内会	73-3111
18	○	×	○	○	俵橋生活館	字俵橋1506番地5	150人	町内会	73-3111
19	○	×	○	○	上武佐集会所	字武佐南9線西1番地3	40人	町内会	73-3111
20	○	×	○	○	武佐へき地保健福祉館	字武佐北通り東10番地	60人	町内会	73-3111
21	○	×	○	○	開陽へき地保健福祉館	字開陽264番地5	60人	町内会	73-3111
22	○	×	○	○	中標津町老人福祉センター	計根別本通東6丁目17番地	150人	町長	78-2211
23	○	×	○	○	計根別学園	計根別本通東8丁目1番地2	300人	学校長	73-3111
24	○	○	○	○	中標津町交流センター	計根別南1条東2丁目1番地1	300人	指定管理者	73-1131
25	○	×	○	○	上標津へき地集会所	字上標津364番地1	30人	町内会	73-3111
26	○	×	○	○	養老牛へき地保健福祉館	字養老牛68番地2	60人	町内会	73-3111
27	○	×	○	○	養老牛開拓婦人ホーム	字養老牛512番地3	40人	町長	73-3111
28	○	×	○	○	岩谷学園ひがし北海道日本語学校	字西1285番地3	200人	理事長	78-1022
29	○	×	○	○	俣落会館	字俣落405番地1	200人	町内会	73-3111
30	○	×	○	○	拓友館	字俣落1915番地1	60人	町内会	73-3111

2 福祉避難所

番号	区分				避難施設名	住所	指定避難所 収容人数	管理者	管理者 電話番号 (0153)
	大雨	雪	土砂	地震					
31	○	○	○	○	中標津町総合福祉センター	西10条南9丁目1番地4	176人	指定管理者	79-1231

3 一時避難場所（屋外）

番号	区分				避難施設名	住所	管理者	管理者 電話番号 (0153)
	大雨	雪	土砂	地震				
32	×	×	○	○	丸山公園多目的広場	丸山2丁目23番地1	指定管理者	72-0471
33	○	×	○	○	桜ヶ丘児童公園	東3条南10丁目4番地1 外	指定管理者	72-0471
34	×	×	○	○	東7条緑地	東7条南1丁目1番地	指定管理者	72-0471
35	×	×	○	○	旭児童公園	東7条南3丁目8番地1	指定管理者	72-0471
36	○	×	○	○	白樺児童公園	東14条南10丁目4番地 外2筆	指定管理者	72-0471
37	×	×	○	○	東児童公園	東17条南3丁目1番地	指定管理者	72-0471
38	○	×	○	○	旭ヶ丘ふれあい公園	東17条南7丁目	指定管理者	72-0471
39	○	×	○	○	睦児童公園	東27条南1丁目6番地4	指定管理者	72-0471
40	×	×	○	○	中標津保育園広場	東3条北3丁目1番地	指定管理者	72-2376
41	×	×	○	○	東中児童公園	東14条北4丁目4番地 外1筆	指定管理者	72-0471
42	×	×	○	○	まこと児童公園	東29条北7丁目19番地	指定管理者	72-0471
43	×	×	○	○	明生児童公園	東38条北3丁目1番地	指定管理者	72-0471
44	○	×	○	○	双葉児童公園	西3条南2丁目1番地	指定管理者	72-0471
45	○	×	○	○	南町児童公園	西8条南9丁目4番地5 外	指定管理者	72-0471
46	×	×	○	○	中標津町営野球場(末広公園)	西2条北5丁目1番地	指定管理者	72-0471
47	○	×	○	○	皆川児童公園	西7条北6丁目2番地4	指定管理者	72-0471
48	×	×	○	○	桜児童公園	西8条北9丁目	指定管理者	72-0471
49	○	×	○	○	泉児童公園	西11条北9丁目2番地 外	指定管理者	72-0471
50	○	×	○	○	川西町内会館広場	川西2丁目	指定管理者	73-4477
51	×	×	○	○	わんぱく児童公園	西町5丁目1番地 外	指定管理者	72-0471
52	○	×	○	○	中標津町運動公園	緑ヶ丘6番地3	指定管理者	73-1131
53	○	×	○	○	旧計根別小学校	計根別北1条西1丁目1番地1	町長	73-3111
54	○	×	○	○	養老牛温泉駐車場	字養老牛688番地1	町長	73-3111
55	○	×	○	○	東西竹へき地保健福祉館駐車場	字西竹972番地4	町内会	73-3111
56	○	×	○	○	第二俣落会館広場	字俣落2327番地1	町内会	73-7006

資料23 町有車両の状況

(令和6年3月1日現在)

種別	台数	部局別保有状況	備考
乗用	20台	総務部 6台 町民生活部 2台 経済部 2台 建設水道部 3台 教育委員会 5台 町立病院 2台	集中管理 6台 生活課(交通安全指導車) 1台・保健センター 1台 経済振興課(地域おこし協力隊) 2台 建設課(事業推進係) 1台・上下水道課(上下水道係) 1台・浄水場 1台 管理課(総務係) 1台・農業高校 2台・AET専用車 2台 町立病院 2台
貨物	12台	総務部 3台 町民生活部 3台 経済部 2台 建設水道部 3台 教育委員会 1台	集中管理 1台・総務課(防災係) 1台・計根別支所 1台 生活課(環境衛生係) 1台・福祉課(社会福祉係) 1台・児童センター 1台 畜産食品加工研修センター 1台・農林課(畜産係) 1台 都市住宅課(建築指導係) 1台・上下水道課(上下水道係) 1台・業務係 1台) 2台 学校給食センター 1台
軽乗用	11台	総務部 3台 町民生活部 7台 町立病院 1台	集中管理 2台・納税課 1台 介護保険課(介護認定係 2台・介護支援係 3台) 5台・保健センター 2台 町立病院 1台
軽貨物	6台	経済部 3台 建設水道部 3台	町営牧場 2台・経済振興課(地域おこし協力隊) 1台 管理課(維持係) 1台・都市住宅課(住宅係) 1台・上下水道課(上下水道係) 1台
バス	4台	町民生活部 4台	路線バス 4台 (定員: 52人、38人、25人、10人)
公共応急作業車	1台	建設水道部 1台	管理課(道路維持パトロール車) 1台
トラック	4台	経済部 3台 建設水道部 1台	農林課(林務係 1台・自然環境係 1台) 2台・町営牧場 1台 管理課(維持係) 1台
トラクター	6台	経済部 3台 教育委員会 3台	町営牧場 3台 農業高校 3台
ダンプ	3台	町民生活部 2台 教育委員会 1台	一般廃棄物最終処分場 2台 農業高校 1台

種別	台数	部局別保有状況	備考
給水車	1台	建設水道部 1台	上下水道課(上下水道係) 1台
除雪車	3台	建設水道部 3台	管理課(維持係) 3台
グレーダー	2台	建設水道部 2台	管理課(維持係) 2台
フォークリフト	1台	建設水道部 1台	管理課(維持係) 1台
ブルドーザー	1台	町民生活部 1台	一般廃棄物最終処分場 1台
ショベル	1台	町民生活部 1台	一般廃棄物最終処分場 1台
バックホー	1台	町民生活部 1台	一般廃棄物最終処分場 1台
ショベルローダ	1台	町民生活部 1台	一般廃棄物最終処分場 1台
救急搬送車	1台	町立病院 1台	
全車両計	79台		貸付・委託車(15台)は除く

資料24 災害時に主として使用する空港

(令和6年3月1日現在)

施設名	所在地	広さ(エプロン)	施設管理者	電話番号
中標津空港	北中 16 番地 9	110×165m	道	72-2043

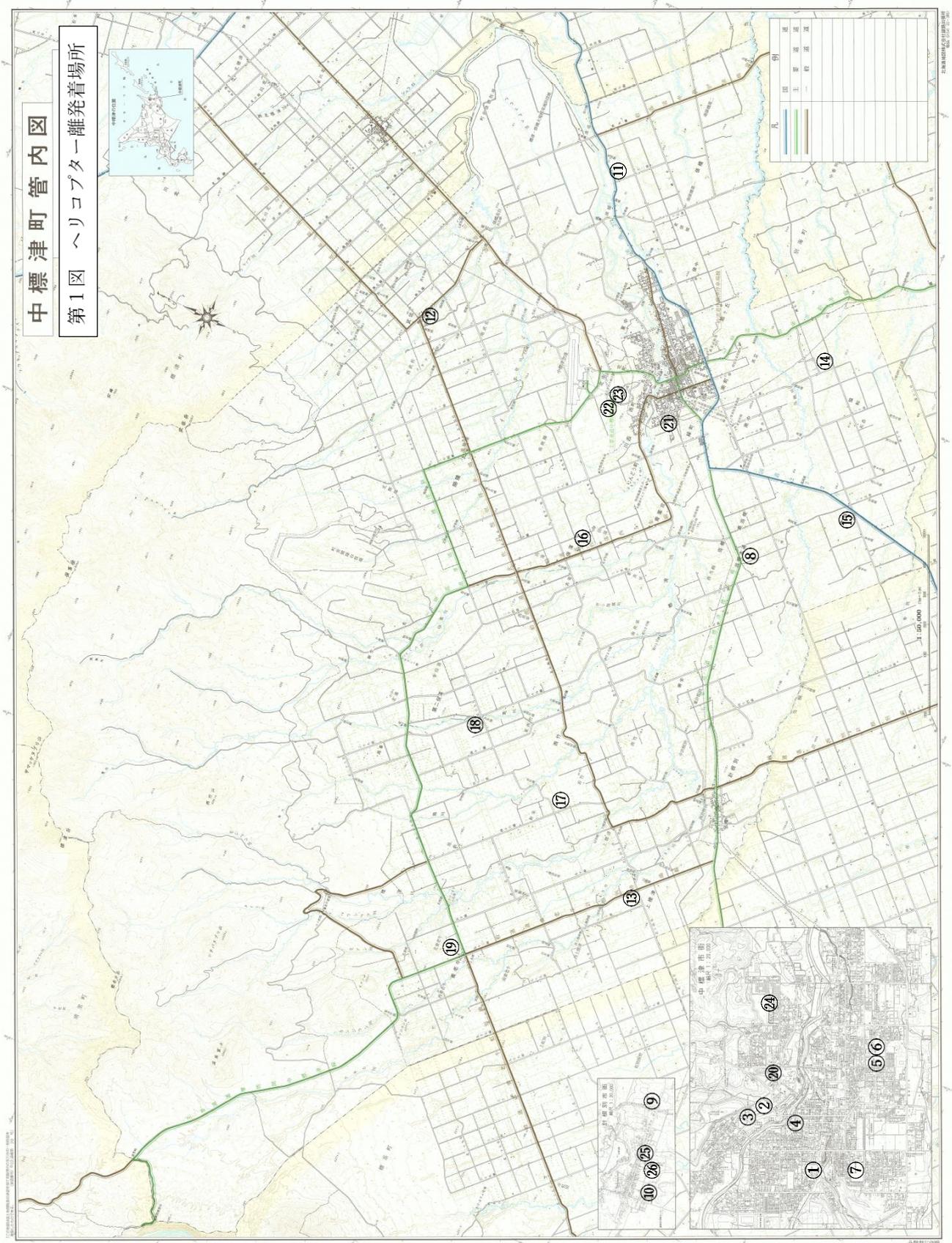
資料25 ヘリコプター着陸可能地

(令和6年3月1日現在)

施設名	所在地	著名地点からの 方向及び距離	広さ	施設管理者 及び 電話番号
① 中標津小学校グラウンド	西 9 北 1-2	中標津バスターミナルより西 2.0 km	60×110m	72-2565
2 中標津中学校グラウンド	丸山 2-1	中標津大橋より北 0.2 km	70×60m	72-2626
3 丸山小学校グラウンド	丸山 2-4	中標津大橋より北 0.3 km	120×90m	73-4411
4 中標津町営球場	西 3 北 6	中標津大橋より南 0.1 km	60×90m	中標津町長 73-3111
5 中標津東小学校グラウンド	東 7 南 7-15	中標津バスターミナルより東 1.0 km	100×65m	72-3314
6 広陵中学校グラウンド	東 10 南 7-1	中標津バスターミナルより東 1.0 km	140×110m	73-3161
7 中標津高等学校グラウンド	西 7 南 5-1	中標津バスターミナルより南 1.5 km	100×100m	72-2059
8 当幌研修会館駐車場	東当幌 25 線	当幌 35 線より南 0.1 km	100×80m	中標津町長 73-3111
9 計根別学園グラウンド	計根別本通東 8-1	計根別バスターミナルより東 0.2 km	130×100m	78-2052
10 中標津農業高校グラウンド	計根別南 2 西 1	計根別バスターミナルより南 0.1 km	145×80m	78-2053
11 旧俵橋小学校グラウンド	俵橋 938-3	中標津バスターミナルより北東 5.1 km	60×90m	中標津町長 73-3111
12 旧武佐小学校グラウンド	武佐 15 線 85-1	武佐中央市街より東 0.5 km	110×70m	中標津町長 73-3111
13 上標津会館グラウンド	上標津 52 線 14	計根別バスターミナルより西 4.0 km	70×50m	中標津町長 73-3111
14 協和会館広場	協和 4831	中標津バスターミナルより南 10.0 km	60×60m	中標津町長 73-3111
15 豊岡会館グラウンド	豊岡 36 線 35	中標津バスターミナルより南 7.0 km	60×60m	中標津町長 73-3111
16 旧俣落へきち保育所グラウンド	俣落 405-1	中標津バスターミナルより北西 12 km	100×70m	中標津町長 73-3111
17 岩谷学園ひがし北海道日本語学校グラウンド	西竹 1285-3	計根別バスターミナルより北 6.0 km	60×60m	岩谷学園 78-1022
18 旧西竹小学校グラウンド	西竹 225-4	中標津バスターミナルより西 22.0 km	110×60m	中標津町長 73-3111
19 旧養老牛小学校グラウンド	養老牛 347	計根別バスターミナルより 10.0 km	100×60m	中標津町長 73-3111
20 中標津消防署駐車場	丸山 2-22	中標津バスターミナルより北北西 0.8 km	80×35m	中標津消防署 72-2181
21 中標津運動公園駐車場	緑ヶ丘 6-3	中標津バスターミナルより西南西 1.9km	50×100m	中標津町長 73-3111
22 ゆめの森公園多目的広場	北中 2-5	中標津バスターミナルより北西 2.5 km	50×100m	都市施設管理センター 72-0471
23 緑ヶ丘森林公園広場	北中 3-16	中標津バスターミナルより北西 2.2 km	100×100m	森林公園管理事務所 73-2191
24 中標津支援学校	東 13 北 7-15	中標津バスターミナルより北北東 1.5 km	50×100m	中標津支援学校 72-6700
25 計根別交流センター駐車場	計根別南 1 東 2-1	計根別バスターミナルより東 0.4 km	30×40m	計根別支所 78-2211
26 計根別交流センター広場	計根別南 1 東 2	計根別バスターミナルより東 0.4 km	70×40m	計根別支所 78-2211

○付数字の施設は、大型ヘリコプター着陸可能地を示す。

資料26 ヘリコプター離発着場所



資料27 緊急輸送記録（様式）

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上等		修 繕					燃料 費	実支 出額	備考	
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕 月日	修繕費				故障の 概要
			種類	台数		名称 番号	所有者 氏名						
計													

1. 「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
2. 都道府県又は市町村の車両等による場合は「備考」欄に車両番号を記入すること。
3. 借上車両等による場合は有償、無償を問わず記入すること。
4. 借上等の金額欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
5. 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

資料28 炊き出し状況記録（様式）

炊き出し給与状況

中標津町

炊き出し場所の 名 称	月 日			月 日			月 日			月 日			合 計	実支出額	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

注1 「備考」欄は、給食内容を記入すること。
 注2 本様式は、救助法の適用時にはその事務のために用いること。

資料29 給水車の保有状況

(令和6年3月1日現在)

所 有 者	品 名 ・ 能 力	数 量	保 管 場 所
中標津町水道事業	給水車 3.0 t	1 台	中標津町浄水場
	給水タンク 1.5 t	1 個	
町	給水タンク 1.5 t	1 個	〃
根室北部消防事務組合	水 槽 車 10 t	2 台	中標津消防署 〃
	化 学 車 4 t		

資料30 給水資材の保有状況

(令和6年3月1日現在)

品 名	容 器	数 量	保 有 者	保 管 場 所
ポリ袋	6 ㍓	3,800 袋	中 標 津 町 水 道 事 業	中標津町浄水場

資料31 飲料水の供給簿（様式）

飲料水の供給簿

中標津町

供給月日	対象人員	給水用機械器具								実支出額	備考
		名称	借上		修繕			燃料費			
			数量	所有者	金額	修繕月日	修繕費		修繕の概要		
	人			円		円		円	円		
計											

注1 給水用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

資料32 物資給与及び受領簿（様式）

様式3号

物 資 給 与 及 び 受 領 簿

被害程度区分		世帯構成員数	人
--------	--	--------	---

災害救援物資として下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住 所

世帯主氏名

連 絡 先

給与年月日	品 名	数 量	備 考
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

（注）罹災者の受領年月日は、その世帯に対し最後に給与した物資の受領年月日とする。

資料35 物資の供与状況

様式6号

物資の供与状況

中標津町

住家被害 程度区分	世帯主 氏名		基礎と なった 世帯構 成員	供与 年月日	物資供与の品名						実支出額	備考
					布 団	毛 布						
			人								円	
計	全 壊	世帯										
	半 壊	世帯										

災害救助物資として上記のとおり供与したことに相違ない。

年 月 日

供与責任者 氏名

注1 「住家被害程度区分」は全壊（焼）流失又は半壊（焼）床上浸水の別を記入すること。

注2 「給与年月日」は、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。

注3 「物資給与の品名」欄には、その数量を記入すること。

資料36 医療機関

(令和6年3月1日現在)

病院名称	郵便番号	所在地	電話番号	診療科目	救急告示	病床数		
						総数	一般	療養
町立中標津病院	086-1110	標津郡中標津町西10条南9丁目1番地1	(0153)72-8200	内, 消内, 精, 循, 小, 外, 整, 産婦, 眼, 耳, 皮, 泌, リハ, 放, 麻	○	173	173	
医療法人樹恵会石田病院	086-1160	標津郡中標津町りんどう町5番地6	(0153)72-9112	内, リハ		120		120

〈無床診療所〉

(令和6年3月1日現在)

診療所名称	郵便番号	所在地	電話番号	診療科目
北海道中標津保健所	086-1001	標津郡中標津町東1条南6丁目1番地3	(0153)72-2168	内
なかしべつ内科クリニック	086-1125	標津郡中標津町西5条北2丁目2番地	(0153)72-2516	内
特別養護老人ホーム中標津りんどう園医務室	086-1160	標津郡中標津町りんどう町5番地8	(0153)73-5335	内
中標津町保健センター	086-1047	標津郡中標津町東7条北3丁目3番地	(0153)72-2733	小, 内
社会医療法人孝仁会中標津脳神経外科	086-1111	標津郡中標津町西11条南8丁目4番地1	(0153)73-1500	循, 脳, 皮
医療法人社団溪流会中標津眼科クリニック	086-1049	標津郡中標津町東9条北1丁目8番地	(0153)72-1146	眼

〈助産所〉

(令和6年3月1日現在)

助産所名称	郵便番号	所在地	電話番号
おがわ母乳育児相談室	086-1054	標津郡中標津町西町3丁目45番地	(0153)74-8392

〈歯科診療所〉

(令和6年3月1日現在)

診療所名称	郵便番号	所在地	電話番号	診療科目
医療法人社団中標津総合歯科診療所	086-1001	標津郡中標津町東1条南4丁目1番地	(0153)72-9117	歯, 小歯, 矯歯, 歯外
中央歯科医院	086-1146	標津郡中標津町南町3番地10東武サウスヒルズ内	(0153)72-1110	歯, 小歯
医療法人社団笹谷歯科医院	086-1125	標津郡中標津町西5条北10丁目2番地6	(0153)73-5222	歯
医療法人社団歯仁会中島歯科クリニック	086-1049	標津郡中標津町東9条北1丁目5番地1	(0153)72-8811	歯, 小歯, 歯外
村山歯科診療所	086-1002	標津郡中標津町東2条南7丁目4番地3	(0153)74-8007	歯

診療所名称	郵便番号	所在地	電話番号	診療科目
カミング歯科医院	086-1126	標津郡中標津町西6条北6丁目3番地17	(0153)73-4418	歯, 小歯
中松歯科医院	086-1041	標津郡中標津町東1条北2丁目13番地	(0153)72-8827	歯
医療法人 歯峰会中標津歯科診療所	086-1166	標津郡中標津町緑町南1丁目2番地5	(0153)72-5511	歯, 小歯
ウイズ矯正歯科	086-1141	標津郡中標津町大通北3丁目2番地	(0153)78-8002	矯歯
どいがみ歯科医院	086-1111	標津郡中標津町西11条南7丁目14番地	(0153)74-8118	歯, 歯外

資料37 医薬品・衛生機材販売業者

〈薬局開設〉

(令和6年3月1日現在)

店舗等名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX
ツルハ薬局中標津病院前店	086-1100	標津郡中標津町西11条南9丁目19番地1	(0153)79-8388	(0153)79-8388
ひまわり薬局	086-1047	標津郡中標津町東7条北1丁目4番地	(0153)72-9597	(0153)72-0155
川口薬局 本店	086-1125	標津郡中標津町西5条北1丁目2番地1	(0153)72-3211	(0153)72-3212
株式会社 サン薬局	086-1110	標津郡中標津町西10条南10丁目4番地	(0153)72-3303	(0153)79-2193
有限会社 大通り調剤薬局	086-1123	標津郡中標津町西3条北1丁目5番地5	(0153)79-3600	(0153)79-3601
高根薬局	086-1013	標津郡中標津町東13条南3丁目12番地3	(0153)72-0670	
調剤薬局ツルハドラッグ 中標津東店	086-1018	標津郡中標津町東18条南11丁目1番地1	(0153)78-7566	(0153)78-7566
サツドラ調剤薬局中標津 西店	086-1106	標津郡中標津町西6条南11丁目6番地2	(0153)79-8011	

〈卸売販売業〉

(令和5年12月1日現在)

店舗等名称	郵便番号	所在地	電話番号	FAX
北海道エア・ウォーター (株)根室中標津営業所	086-1081	標津郡中標津町東41条北1丁目1番地	(0153)72-2563	

<店舗販売業>

(令和5年12月1日現在)

店 舗 等 名 称	郵便 番号	所 在 地	電話番号	F A X
ツルハドラッグ 中標津店	086- 1015	標津郡中標津町東 15 条南 1 丁目	(0153) 78-7940	
コープさっぽろ コープドラッグなかしべつ 店	086- 1049	標津郡中標津東 9 条北 1 丁目 1	(0153) 78-8633	
ツルハドラッグ 中標津中央店	086- 1045	標津郡中標津町東 5 条北 1 丁目 1 番地 1	(0153) 78-7255	
ツルハドラッグ 中標津東店	086- 1018	標津郡中標津町東 18 条南 11 丁目 1 番地 1	(0153) 78-7566	(0153) 78-7566
東武薬品サウスヒルズ	086- 1146	標津郡中標津町南町 3 番地 10	(0153) 72-3155	
サツドラ中標津東店	086- 1018	標津郡中標津町東 18 条南 8 丁目 3 番地	(0153) 74-8530	
サツドラ中標津西店	086- 1106	標津郡中標津町西 6 条南 11 丁目 6 番地 2	(0153) 79-8011	

資料38 ごみ処理施設

(令和6年3月1日現在)

	可燃物(焼却)処理施設	不燃物(破碎)処理施設
所在地	野付郡別海町別海13番地の5	標津郡中標津町東当幌6番地11
名称	根室北部広域ごみ処理施設	中標津町一般廃棄物最終処分場
電話番号	0153-79-5550	0153-79-8844
処理能力	62 t/24h	10 t/5h

資料39 し尿処理施設

(令和6年3月1日現在)

所在地	標津郡標津町字茶志骨東2線1番地の24
名称	根室北部衛生組合し尿浄化センター
電話番号	0153-82-2963
処理能力	47キロリットル/日

資料40 下水道処理施設

(令和6年3月1日現在)

所在地	標津郡中標津町東35条北6丁目1番地
名称	中標津下水終末処理場
電話番号	0153-73-5144(管理会社)
処理能力	10,454立方メートル/日

資料41 自衛隊派遣要請（様式）

様式1号

		中総防第	号		
		年	月	日	
北海道根室振興局長	様				
	中標津町長		印		
災 害 派 遣 の 要 請 に つ い て					
このことについて、次のとお自衛隊の災害派遣要請を要求します。					
記					
1	災害の状況及び派遣を要請する事由				
2	派遣を希望する期間	年 月 日	～	年 月 日	まで
3	派遣を希望する区域及び活動内容				
4	派遣部隊が展開できる場所				
5	派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項 (中標津町災害対策本部連絡責任者氏名及び連絡先)				

資料42 自衛隊撤収要領（様式）

様式2号

	中総防第	号		
	年	月	日	
北海道根室振興局長	様			
	中標津町長		印	
災害派遣の撤収要請について				
年 月 日付 中標津防 号で要求を行った災害派遣について、 次のとおり、派遣部隊の撤収要請を要求します。				
記				
1	撤収要請日時	年	月	日
2	撤収理由			

資料43 関係団体等との応援協定

(令和6年3月1日現在)

分類別	締結年月日	協定名	締結先
物資	H21. 4. 7	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	北海道コカ・コーラボトリング(株)
食料	H25. 5. 9	災害時における物資の供給協力に関する協定	雪印メグミルク(株)なかしべつ工場
食料	H29. 2. 28	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	(株)セブン-イレブン・ジャパン
住居・避難所	H25. 5. 9	災害時における緊急避難場所に関する協定	雪印メグミルク(株)なかしべつ工場
住居・避難所	H28. 12. 20	災害時における避難所等施設利用に関する協定	一般財団法人中標津町文化スポーツ振興財団
住居・避難所	R1. 6. 20	災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定	中標津町旅館組合
住居・避難所	R1. 12. 30	災害時における避難所等施設利用に関する協定	学校法人岩谷学園
住居・避難所	R5. 6. 7	災害時における避難所等施設利用に関する協定	協和町内会
住居・避難所	R5. 8. 31	災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定	株式会社高橋工業
医療	H8. 7. 16	災害時の医療救護活動に関する協定書	一般社団法人根室市外三郡医師会
医療	H14. 3. 18	災害時における歯科医療救護活動に関する協定	一般社団法人釧路歯科医師会
復旧・支援	H11. 3. 15	日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会災害時相互応援に関する協定	公益社団法人日本水道協会北海道支部道東地区協議会
復旧・支援	H18. 4. 25	中標津町公共・土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定	中標津建設業協会
復旧・支援	H22. 5. 31	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	北海道開発局
復旧・支援	H22. 11. 17	災害等の発生時における中標津町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス災害対策協議会
復旧・支援	H23. 8. 24	災害時協力協定	一般社団法人北海道電気保安協会
復旧・支援	H25. 8. 29	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	釧根地方石油業協同組合中標津支部
復旧・支援	R4. 3. 31	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	北海道電力(株)/北海道電力ネットワーク(株)
復旧・支援	R4. 3. 31	大規模災害時における樹木・土砂などの障害物(電力設備を除く)の除去作業の支援に関する細目協定	北海道電力(株)/北海道電力ネットワーク(株)
復旧・支援	R4. 3. 31	大規模災害時における道路の通行に支障となる電力設備等の除去作業の支援に関する細目協定	北海道電力(株)/北海道電力ネットワーク(株)
支援(その他)	H26. 3. 28	災害時の応援に関する協定	北海道財務局/北海道/市町村会
通信	H10. 9. 29	災害発生時における中標津町と中標津町内郵便局の協力に関する協定	中標津町内郵便局(日本郵便株式会社北海道支社)

分類別	締結年月日	協定名	締結先
通信	H20. 9. 1	緊急災害事態等における災害放送に関する協定	FM なかしべつ放送(株)
通信	H25. 4. 1	北海道総合行政情報ネットワークの管理運営に関する協定	北海道
輸送	H26. 10. 7	緊急時における輸送業務に関する協定	一般社団法人釧根地区トラック協会中標津支部
相互支援 ・広域応援	H9. 11. 5	災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道/市町村会
相互支援 ・広域応援	H25. 8. 23	根室市・別海町・中標津町・標津町・羅臼町 根室管内5市町防災基本協定	根室市/別海町/標津町/ 羅臼町
相互応援	R5. 7. 6	中標津町と中標津支援学校との災害時など相互応援に関する防災協定	中標津支援学校
相互応援	R6. 3. 1	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	東日本電信電話株式会社 北海道事業部北海道支店

資料44 林野火災予防対策実施機関

○実施機関

中標津町林野火災予防対策協議会

(令和6年3月1日現在)

名 称	電 話	所 在 地
中標津町	73-3111	中標津町丸山2丁目22番地
各森林愛護組合	—	—
根室北部消防事務組合	72-9114	中標津町丸山2丁目22番地
中標津消防署	72-2181	中標津町丸山2丁目22番地
中標津消防団	72-2181	中標津町丸山2丁目22番地
中標津警察署	72-0110	中標津町西5条南1丁目2番地4
根釧東部森林管理署	(0153)82-2202	標津町南2条西2丁目1番16号
根室振興局森林室	75-2304	別海町別海緑町38番地5
釧路開発建設部 中標津道路事務所	72-3221	中標津町東23条北1丁目1番地
釧路総合振興局 釧路建設管理部中標津出張所	72-3213	中標津町東5条北3丁目1番地
(株)ニチモク林産 北海道釧路事業所	(0154)55-7200	釧路市鳥取大通2丁目2番

資料45 林野火災予防対策協力機関

○協力機関

(令和6年3月1日現在)

名 称	電 話	所 在 地
中標津町森林組合	73-3111	中標津町丸山2丁目22番地
東北海道木材協会	72-2434	中標津町南中1番地1
中標津町教育委員会	73-3111	中標津町丸山2丁目22番地
(株)北海道新聞社中標津支局	72-2033	中標津町西3条南1丁目1番地1
(株)釧路新聞社中標津支社	72-2201	中標津町東5条南1丁目1番地13
日本郵便(株)中標津郵便局	72-3100	中標津町西5条南1丁目1番地6
猟友会中標津支部	72-2347	中標津町東1条北2丁目10番地
猟友会中標津部会	72-2347	中標津町東1条北2丁目10番地
なかしべつ観光協会	77-9733	中標津町東14条北1丁目21番地
養老牛温泉旅館組合	78-2131	中標津町字養老牛518番地
中標津つりクラブ竿睦会	72-2347	中標津町東1条北2丁目10番地
中標津町農業協同組合	72-3275	中標津町東7条南2丁目1番地
計根別農業協同組合	78-2111	中標津町計根別本通東3丁目17番地1
北海道電力ネットワーク(株) 中標津ネットワークセンター	72-2010	中標津町東7条北1丁目6番地1

中標津町地域防災計画

資料編

【発行】 令和6年3月

【編集】 中標津町防災会議